

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna



みなまぐる保存委員会

第 17 回遵守委員会会合報告書

2022 年 10 月 4-7 日

オンライン

第 17 回遵守委員会会合

2022 年 10 月 4-7 日

オンライン

議題項目 1. 開会

1.1. 歓迎の辞

1. 遵守委員会（CC）議長のフランク・ミーア氏は、参加者を歓迎するとともに会合の開会を宣言した。議長は、COVID-19 パンデミックの影響により今年の会合はビデオ会議（VC）として開催されていること、及び一部の議題項目については文書通信を通じて開会前に議論が開始されていることを述べた。議長は、南アフリカを除く全メンバーが事前協議に参加したことを述べた。しかしながら、議長は、昨年と比べて事前協議における情報交換が非常に低調であったこと、これ故に事前協議の対象であった一部の議題項目について本会合中に再検討する必要がある可能性があることへの失望を述べた。
2. メンバー及びオブザーバーは、本会合への代表団について紹介するとともに挨拶を述べた。参加者名簿は別紙 1 のとおりである。

1.2. 議題の採択

3. 議題項目 6 については事前協議中だけでなく VC においても討議されることに留意しつつ、議題が別紙 2 のとおり採択された。
4. 会合の参加者リストは別紙 3 のとおりである。

1.3. 会議運営上の説明

5. 議長及び事務局長は、本会合にかかる主なアレンジメントについて説明した。

議題項目 2. CCSBT 保存管理措置の遵守状況の概要

2.1. 事務局からの報告

6. 本議題項目にかかる議論は、文書通信により CC 会合の開会前に開始された。
7. 事務局は、メンバーによる CCSBT 保存管理措置の遵守状況を総括した文書 CCSBT-CC/2210/04 を提出した。本文書が指摘した主なポイントは以下のとおりである。

- 過剰漁獲：インドネシアは 2019 及び 2020 年の両漁期において同メンバーに対する総漁獲利用可能量を超えて漁獲し、2019－2020 年を合わせた過剰漁獲量は 456.584 トンであった。インドネシアは、2022 年から 2026 年までの間にこの過剰漁獲量を返済することを約束している。
- CCSBT 転載決議の実施：事務局は、文書 CCSBT-CC/2210/09 において、2021 年において冷凍能力を有するインドネシアはえ縄漁船によって行われた SBT の洋上転載に関してインドネシアは CCSBT 転載決議の規定を実施していなかったことに関する情報を提示した。
- その他の事項：南アフリカは、CC 16 によって特定された同メンバーの非遵守問題に対処するための計画（実施スケジュールを含む）を未だに提出していない。同計画は、可能な限り速やかに、かつ CC 17 会合の前に提出することとされていた。さらに、南アフリカに関しては以下が指摘された。
 - 2022 年の第 14 回 ERSWG 会合、及び 2021 年の第 26 回及び 2022 年の第 27 回拡大科学委員会（ESC）会合に対する国別報告書を提出しなかった。
 - 2021 年と 2022 年の科学データ交換又は ERS データ交換においてデータを提供しなかった。
 - 2021 年漁期を通じて SBT を漁獲することを許可されていなかった漁船 1 隻が、37 件の漁獲証明制度（CDS）の漁獲モニタリング様式（CMF）に記録された 5.2 トン（正味重量）の SBT を漁獲した。
 - 同メンバーの CDS 確認印の変更について、実際にこれを使用する前に通知しなかった。
 - 一部の漁獲証明制度（CDS）様式を提出しなかった。遵守条件を満たさない漁獲モニタリング様式（CMF）を多数提出した。これらには、少なくとも 26 件の CMF 番号の重複が含まれており、また以前と同様に、別のソースから提供されたデータとの間に齟齬があった。
 - 2022 年漁期の開始（2022 年 3 月 1 日）までに同メンバー向け CDS 標識の注文を行わず、2022 年漁期向けの新標識が調達されるまでの暫定措置として 2021 年の残存標識の使用を認めるよう CCSBT に要請した。
 - 依然として、事務局に対して同メンバーによる港内検査報告書を「港内検査の最低基準を定めた CCSBT 制度に関する決議」が規定する 14 日間の提出期限内に提出しておらず、又は 14 日の提出期限よりも提出が遅れる理由に関する通知も行っていない。
- オーストラリアは、CDS 決議に合致しない形で、複数の REEF（再輸出／国産品水揚げ後の輸出様式）をフィジーで発行した。

- 日本と韓国はいずれも、2021年に科学オブザーバーカバー率が皆無であった。これは COVID-19 パンデミックの影響によるものであった。
 - 一部のメンバーは、事務局に対し、想定される輸出 CDS 文書の写しの一部を提出していない。
8. 事務局文書で事務局が提起した問題及び事前協議におけるメンバーからの関連質問に対する主な回答は以下のとおりである。
- 日本は、COVID-19に伴う旅行制限のために乗船オブザーバーの派遣に影響があったことを述べた。COVID-19の状況次第ではあるが、日本は可能な限り速やかにオブザーバーカバー率目標10%を再度達成するべくオブザーバー派遣の問題に全力で取り組んでいるところである。
 - 韓国は、オブザーバーカバー率を高めるため、昨年及び今年において同メンバーの海洋水産部、国立水産科学院及び業界の代表者が幾度も協議を行ったことを述べた。韓国は、2021年にオブザーバーを派遣することはできなかったものの、同メンバーの漁業者に対して可能な限り ERS 関連データを収集するよう依頼することで ERSWG データ交換にいくらかのデータを提出することができた。韓国は、2022年にははえ縄漁船に2名のオブザーバーを乗船させており、そのカバー率については CC 18 に報告される予定である。
 - インドネシアは以下を述べた。
 - インドネシアは、漁業ログブック、乗船オブザーバー、検査、漁船の試験及びマーキング、船上でモニタリング及びデータ収集（混獲データを含む）を行なうための電子モニタリングシステムの要件を監督する漁船への人員配置のガバナンスに関する海洋水産大臣規則第 33/2021 を策定した。
 - CCSBT 海域（南緯 25 度以南）におけるオブザーバー配乗はリスクが高く費用がかかる任務（漁場に到達するまで最大 20 日を要する）であり、したがって配乗前に様々な事項を考慮する必要がある。インドネシアは、乗船中のオブザーバーの安全を確保するため、業界及び関係するパートナーとの協力を通じて状況の改善に務める所存である。
9. 事務局は、メンバーによる生態学的関連種（ERS）に関する CCSBT 措置の実施の程度及び ERS 関連のメンバーによるパフォーマンスについて精査した文書 CCSBT-CC/2210/05 を提出した。データが利用可能な直近の暦年である 2021 年に関して留意すべき主な問題点は以下のとおりである。
- 2021 年におけるメンバー全体の科学オブザーバーカバー率は 10% 目標を大きく下回った。メンバー別に見ると、インドネシアは 1%、日本は 0%、韓国は 0%、ニュージーランドは 10%、及び台湾は 12% であった。

- 2021年におけるオーストラリア及び南アフリカのオブザーバーカバー率は不明である。これらのメンバーは、提出が義務付けられている2021年のERSWGデータ交換（EDE）データをまだ提出していない。
 - 2021年において、報告されたオブザーバーカバー率の代表性が50%を超えたメンバーはなかった。
 - 2021年における科学オブザーバーカバー率が低い又は皆無であったこと、また二つのCCSBTメンバーからEDEデータが報告されなかったことから、ほとんどのメンバーに関してERS措置の実施状況及びERSに関するパフォーマンスを論じるのは困難である。
10. オーストラリアは、オーストラリア漁業管理庁（AFMA）とオーストラリア農業・資源経済・科学局（ABARES）の両機関のデータベース及びシステムのアップグレードが行われ、これがニーズに応じた各種データ提供において予期せぬ問題が発生したことを述べた。オーストラリアはデータ提供の遅延に遺憾の意を表明し、会合直前にEDEデータを提出した。
11. これらの文書に関する討議において、会合は以下に留意した。
- COVID-19パンデミックの影響により、2020年及び2021年における漁船へのオブザーバーの配乗（特にオブザーバーが外国の港に旅行する必要がある場合）が困難になったが、状況は改善してきており、2022年及び2023年においてはオブザーバーカバー率が平常に戻るものと期待されている。
 - 一部のメンバーが勧告されている海鳥混獲緩和措置を使用していないか、又は一つのみしか使用していないことに懸念がある。台湾は、これらの混獲緩和措置のうち二つ以上の使用にかかる同メンバーの改善についてコメントした。
 - オブザーバーカバー率が皆無であったことは重大な問題であり、代替策が検討される必要があった。電子モニタリング（EM）の利点の一つとして、COVID-19パンデミックの最中でもデータ提供を継続できたことが指摘された。
12. インドネシアは、同メンバーにとってオブザーバーカバー率の低さを改善するのは困難な課題であり、利用可能なオブザーバー数に問題を抱えていること、及びオブザーバー計画向けの予算が削減されたために予算上の制約があることを述べた。インドネシアは、IOTC¹及びWCPFC²のトレーニングによるオブザーバーの能力向上に取り組んでおり、2022年最後の四半期には数名のオブザーバーを派遣できる見込みである。

¹ インド洋まぐろ類委員会

² 中西部太平洋まぐろ類委員会

2.2. 遵守政策ガイドライン (CPG 5) の運用状況及びCOVID-19に関連する問題

2.2.1. CPG 5 に基づき受領した通知に関する報告

13. この議題項目にかかる議論は、CC 会合の開会前に文書通信を通じて開始された。
14. CC 17 会合前に受領した質問への回答として、事務局は、2022 年 4 月、5 月及び 6 月に関して現時点までに南アフリカから受領した標識データについて、(2022 年の標識番号ではなく) 2021 年の標識番号が提出されたことを確認した。
15. 事務局は、CPG 5 に基づき事務局が受領した通知に関して報告した文書 CCSBT-CC/2210/06 を提出した。CCSBT 28 以降、事務局は日本から一件の CPG 5 通知 (2021 年 12 月 22 日付け) を受領した。メンバーに回章された同通知を本文書の別紙 A に示した。本通知は、「日本の SBT 漁船のうち一隻において、既に漁獲された SBT に対して十分な数の標識が船上に保有されていない状況が確認された。この状況は、2020/2021 年漁期中の洋上での操業中に別の日本漁船から漁獲枠が移譲されたために発生したものである」との件について受領したものであり、取られるべき代替措置案も合わせて提示された。同通知別添 3 は日本から CC に対する報告書となっており、「代替措置は、SBT 製品の合法的な流通を確保するための CCSBT CDS 決議の目的を損ねるものではなかった」と結論付けている。2021 年において日本又は勧告は科学オブザーバーを配乗しなかったといった例があったにもかかわらず、CCSBT 28 以降、事務局は本件以外の CPG 5 通知は受領していない。
16. CCSBT 28 以降、科学オブザーバーカバー率が皆無であった、港内検査が実施されなかった、又は乗船転載オブザーバーなしに SBT の洋上転載が行われたといったケースに関しても事務局は CPG 5 通知を受領しなかったことが留意された。
17. 一部のメンバーは、転載オブザーバー不在で SBT の洋上転載が行われるケースについては CPG 5 通知は不要であると考えていたことを述べた。
18. 科学オブザーバーカバー率及び港内検査実施率が皆無であった、及び/又は目標水準に達しなかった場合にも CPG 5 通知を行なうべきであるのかどうかに関する議論があった。一部のメンバーは、漁期終了前にカバー率目標の水準を達成できるかどうかを見通すことは困難であると述べた。
19. 報告を要するのは極めて特殊な状況のみであり、目標達成に取り組んだものの科学オブザーバーカバー率が目標水準に達しなかったというのは通常の状態における非遵守であって、極めて特殊な状況に起因するものではないことが留意された。

20. インドネシアは、2021年における SBT 洋上転載を監視するために自国の国内オブザーバーを利用したこと、及びこうした活動は現状の CCSBT 転載決議を遵守したものではないことを述べた。
21. 会合は以下に留意した。
- 事務局は、現在における転載オブザーバーを配乗するための関連 RFMO (ICCAT³及び IOTC) の能力について確認するよう要請された。
 - メンバーは、将来的に SBT の洋上転載を監視するための転載オブザーバーの配乗を阻害するような極めて特殊な状況が発生した場合は CPG 5 通知を行なうことに合意した。
 - COVID-19 パンデミックのような極めて特殊な状況により科学オブザーバーカバー率の目標水準を達成できない場合に CPG 5 通知を行なうべきかどうかについては、メンバー間に意見の相違があった。
 - 科学オブザーバーカバー率や港内検査率の不足に関しては、メンバーが適切と考える場合は CPG 5 に基づく通知を行なうことを選択することができる。
 - インドネシアが独自の国内オブザーバーを利用して洋上転載を実施したいのであれば、現時点ではこの種の取決めは CCSBT 転載決議の要件を遵守していないので、こうした取決めの必要性について CCSBT メンバーによる正式な合意及び承認を得る必要がある。
 - インドネシアは、拡大委員会 (EC) による検討に向けて、SBT の洋上転載を実施するための取決め案 (インドネシアが既に IOTC に提出したものと類似のもの) に関する提案を提出する予定である。

2.2.2. オブザーバー不在で行われた洋上転載の件数及びメンバーによって実施された措置に関する報告

22. 会合は、2021年において 65 件の洋上転載 (うち 63 件は台湾漁船、2 件は日本漁船が関わった洋上転載) が転載オブザーバー不在で行われたことに留意した。これらの監視されなかった洋上転載に関して提出された CPG 5 通知はなかった。
23. 監視されなかった SBT 洋上転載の事例に関してメンバーが取った代替的な措置についての質問に対し、以下が回答された。
- 日本は、日本の港において水揚げが行われる際に日本漁船が漁獲した SBT (洋上転載された SBT を含む) の 100 % を検査していることを確認した。
 - 台湾は、転載オブザーバーが配乗できなかった場合でも追加的な措置は取っていないことを確認したが、これらのケースの監視においては転載通知や転載申告書、水揚げにかかる通知や申告書、船舶の

³ 大西洋まぐろ類保存国際委員会

邂逅にかかる VMS モニタリング及び港内での 100 % 検査といったその他の既存の措置で十分であったと考えていると述べた。

24. 少なくとも一つのメンバーは以下を指摘した。
- 転載オブザーバーが不在の場合に CPG 5 通知を行わなかったのであれば、それは転載決議の非遵守事例である。
 - 転載オブザーバーが不在である場合、VMS 決議といった既存の補助的手段を用いるだけでは、SBT の洋上転載をモニタリングするには不十分である。そのような場合は、追加的なモニタリング措置が必要である。

2.3. メンバーからの国別報告書

25. この議題項目にかかる議論は、CC 会合の開会前に文書通信を通じて開始された。
26. 事前協議中に行われた質問に対するコメント及び主な回答の概要は以下のとおりである。
- (a) オーストラリアは、国内法に基づき、生存及び活力のある状態であるか、人による消費に適さないレベルでさめ類による食害を受けている場合にのみ放流することができると述べた。生存放流された魚又は食害を受けた魚のいずれも、国別配分量に対して計上されている。しかしながら、電子モニタリングを用いたレビューの結果として（さめによる食害を受けた魚ではなく）魚が死亡投棄されたものと見なすのであれば、これは航海ごとの平均値が権利保有者の漁獲枠から控除されることとなる。2021 年において、オーストラリアの遵守担当官は死亡 SBT の投棄に関する 13 件の事例について調査を行った。これらの事例に関連する死亡量を計上するため、権利保有者から合計 608 kg の SBT 漁獲枠が控除された。
- (b) EU は、同メンバーの船団は SBT を漁獲対象としていないことを述べた。過去には、めかじきを漁獲対象とする EU 表層はえ縄漁船（SLL）による SBT の混獲が報告されたことがあった。EU 船団の漁具、漁獲対象種、漁場及び専門性は、SBT 向けのそれとは異なる。EU は管理制度（ログブック、オブザーバー等）を導入済である。EU 漁船は、旗国又は寄港国それぞれによる転載又は水揚げモニタリングの対象となっている。
- (c) また EU は、EU 漁船に対して適用される CCSBT の規定は存在しないので、以前の SBT 分布域と重複して操業する EU 表層はえ縄漁船の隻数に関する情報は自主的な情報提供であったことを述べた。この情報提供の継続には、SBT 漁業に対する EU の関与の度合いに見合わない相当の作業量を伴う。EU 表層はえ縄漁船は様々な漁場で操業しており、必ずしも SBT 分布域と一致するものではないことから、漁船の隻数が SBT の地理的分布との潜在的な相互作用の指標に

なるとは限らない。しかしながら、歴史的に見た場合、長年にわたり、表層はえ縄漁船の隻数に劇的な変化はない。

- (d) インドネシアは、遊漁に関するデータ収集及び配分を規制するため、非商業目的の漁業又は養殖業に関する国内法を制定している。しかしながら、遊漁活動で外洋に達することはないため、遊漁による SBT の漁獲は考えにくい。他のセクターによる SBT 漁獲量のモニタリングは実施されていない。潜在的な SBT 漁獲量のモニタリングは、科学的港内サンプリングプログラム、ログブックデータ、及び科学オブザーバー計画を通じて定期的実施されている。しかしながら、組織改編によりデータモニタリングプログラムの活動に影響が出ており、プログラムを統括する捕獲漁業総局による新たなアレンジメントへの移行にはいくらかの時間を要する。
- (e) インドネシアは、同メンバーの科学オブザーバーカバー率は 10 % 目標に達していないものの、この点を除いてインドネシアは CCSBT 科学オブザーバー計画規範に従って科学オブザーバー計画を実施していると述べた。
- (f) 日本は、近年、資源が増加するに連れて日本船団による SBT の意図せぬ漁獲が増加してきていること、またそれ故に、船上に保持される SBT の数量を管理するために各船が放流／投棄する SBT の数量が増加することは避けられないことを確認した。国内の投棄量／放流量に関するアローワンスは過去の記録に基づいて決定されている。しかしながら、漁獲される SBT が増加している直近の記録を踏まえれば、このアローワンスの増加を検討することが適切と考えられる。
- (g) 日本は、CCSBT に対する国別報告書において、関連する RFMO による（海鳥混獲緩和措置に関する）日本の遵守状況に関する結論について報告した。日本のオブザーバーデータに基づく WCPFC SC への報告書では、2019 年及び 2020 年に措置の実施上の問題があったことが示されている。日本がこの問題を確認した 2019 年以降、日本は、関連する漁業団体と共同で、漁業者が関連する混獲緩和措置を適切に実施するよう確保するための追加的な措置（操業前報告や混獲緩和措置の確認等）を進めてきた。その結果、2020 年に観察された遵守状況は改善した。日本は、関連する混獲緩和措置の全面的実施をさらに確保すべく、こうした措置を今後も継続していく意向である。
- (h) 韓国のスマート報告アプリの最初のバージョンの開発は 2021 年に完了し、当該アプリは 2022 年に韓国遠洋漁船の一部に配布された。当該アプリは今後さらに改良され、より多くの漁船に対して段階的に配布されていく予定である。当該アプリの主な目的又は機能は、報告プロセスを全体的に簡素化すること、漁業者が RFMO の規制をより良く理解するよう支援すること、及び報告上のエラーを最小限に抑えることである。韓国は、CC 18 において当該アプリに関するさらなる情報提供を試みる予定である。

- (i) 韓国は、港湾から離れた海域では海況が非常に荒れる傾向があるため、同メンバーの漁船は洋上転載よりもケープタウンでの港内転載を好んでいることを述べた。2020年においては、COVID-19関連の制約により韓国漁船はケープタウンで転載を行なうことができなかった。このため、ケープタウンに近い海域において洋上転載を行った。2021年においてはCOVID-19関連の制約がある程度緩和され、韓国漁船はケープタウンにおいて港内転載を行った。
- (j) 2021/22年において台湾許可漁船の隻数が減少したのは、一部のSBT混獲船が漁獲対象種を変更したため南インド洋で操業しなかったためであり、これが許可漁船隻数の減少につながった。
- (k) 近年において台湾によるSBTの洋上転載と港内転載の件数が大きく変動しているのは、主にCOVID-19パンデミックが原因である。各国、特に台湾漁船が広く利用している寄港国は近年それぞれの港への入港を厳しく制限しており、このために洋上転載の件数が急増する結果となった。しかしながら、2021/22年漁期の後半から入港規制が徐々に緩和されるに連れて、港内転載の再開が見られてきたところである。

27. メンバーによる IOTC 及び ICCAT の海鳥混獲緩和措置の実施状況の評価について議論された。

- 日本は、各 RFMO は各メンバーによるそれぞれの ERS 措置の遵守状況をそれぞれの評価の枠組みに沿って評価しており、それら RFMO による評価結果を尊重することが適当であると述べた。
- 議長は、CCSBT とは異なり、これらの RFMO はメンバーの漁船が実際に洋上で海鳥混獲緩和措置をどの程度実施しているのかについては評価を行っていないと事務局から聞いている旨を述べた。このため、CCSBT の ERS 決議⁴パラグラフ 8 に基づき、事務局が引き続きこれらの措置の実施状況の評価するのが適当であると述べた。今次会合では ICCAT 及び IOTC による混獲緩和措置の実施状況の評価の性質については明確化されなかったものの、その評価とは、RFMO が義務付けている混獲緩和措置の使用を国内的に義務付けるための規制をメンバーが施行させているかどうかに関するものである可能性がある。

28. 会合では、重大であると認識され、かつ国別報告書テンプレートのセクション 1.3 において報告することが求められる非遵守問題をどのように特定するのかについての質問が提起された。事務局は、当該報告の対象となる非遵守問題としては、CCSBT 保存管理措置の遵守状況に関して前年の CC 会合に提出された事務局の年次報告書の中でハイライトされた事項を含むべきであることを明確化した。また、コンプライアンス・マネージャーは、要望があれば、進捗状況を報告すべき遵守上の問題について休会期間中に個別のメンバーに伝達することを申し出た。

⁴ CCSBT の生態学的関連種に関する措置を関連するまぐろ類 RFMO の措置と調和させるための決議

2.4. CCSBT 管理措置の遵守状況の評価

2.4.1. メンバーによる遵守状況

29. 議長は、会合文書及び会合での議論から、提起されるべき、及び改善を求めらるべきと思われる多数の問題があるとの見解を述べた。議長は、順不同で以下の点を指摘した。

南アフリカに関して、

- 同メンバーは、CC 16により確認された非遵守に対応するための計画（実施スケジュールを含む）を未だに提出していない。
- 2022年の第14回ERSWG会合、2021年及び2022年の第16回及び第17回ESC会合に対する国別報告書を提出しなかった。
- 2021年及び2022年の科学データ交換及びERSWGデータ交換において提出が義務付けられていたデータを提出しなかった。
- 許可を受けていない漁船が5.2トンのSBTを漁獲した。
- CDSに関連する多くの問題（様式の不提出、様式の非遵守、標識番号の重複、確認にかかる印影の変更、2022年における2021年標識の使用）があった。
- 「港内検査の最低基準を定めたCCSBT制度に関する決議」が規定する14日以内の提出期限内に港内検査報告書を事務局に提出しない状況が継続しており、14日の期限内に提出遅延の理由に関する通知も行っていない。

インドネシアに関して、

- 過剰漁獲—返済及びさらなる過剰漁獲を回避するための行動
- 転載—転載決議の不実施

オーストラリアに関して、

- CDS決議と合致しない形で、フィジーにおいて数件のREEFを発行した。
- ERSに関するデータ及びESCへのデータ提出の遅延

日本及び韓国に関して、

- 021年における科学オブザーバーカバー率が皆無であった。

30. 会合は、最も明白な問題は南アフリカの非遵守問題に関する長大なリストであり、EC議長及び事務局が連絡を試みたものの、これらの問題に対してどのように対処していくのかは未だ明らかにされていないことに留意した。本件に関するさらなる議論は議題2.4.2に先送りされた。

2.4.2. 是正措置政策の適用

31. インドネシアは、2022年の漁獲量をTACの範囲内に収めるための同メンバーの作業計画の実施状況に関する文書CCSBT-CC/2210/23、及びインドネシアまぐろはえ縄船団の漁獲海域別SBT漁獲量解析のアップデートに関する文書CCSBT-CC/2210/Info01を発表した。
32. 台湾は、今日までのインドネシアによる努力を称賛し、インドネシアに対し、特に漁獲量の管理及び同メンバーの漁船がインドネシアの関係法令を遵守するよう確保することに関連する措置の実施状況を検証するためにどのようなメカニズムが用いられているのかについて質問した。
33. この質問に対し、インドネシアは、ログブック、水揚げ検査、CDS及びVMSデータといったソースを組み合わせて検証していることを説明した。これらの情報は、水揚げ検査を実施するインドネシアの公務員によって検証されている。
34. ニュージーランドは、漁獲枠の配分プロセス、及び業界団体は漁獲量を配分の範囲内に収めるよう確保することに対して責任を有しているのかどうかについての明確化を求めた。またニュージーランドは、インドネシアがCDSデータに依存していることを指摘し、このデータは沿岸零細漁業又は国内消費に仕向けられる漁獲物も含むものであるのかどうかを質問した。
35. インドネシアは、同メンバーに対する漁獲枠は2つの業界団体によりそれぞれの会員に対して配分されており、これらの団体は各漁船レベルでの漁獲枠のバランスについての説明責任を有していることを説明した。インドネシアの官憲は、CDSを通じて配分量に対する漁獲量をモニタリングしている。また業界団体は、漁獲枠の移譲が行われた場合には、インドネシアの官憲に対して速やかにこれを通知しなければならない。
36. またインドネシアは、沿岸零細漁業と見なされ得る小型漁船は業界団体に所属しており、したがって配分量及びCDSデータにこれらの漁船も含まれていると述べた。さらにインドネシアは、同メンバー国内における港内検査では沿岸零細漁船によるSBTの水揚げが行われたとする示唆はなかったと述べた。インドネシアは、多数の港及び多数の小型漁船による船団という同メンバーの国内事情が一部のCDS要件に対する課題になっていることを認識しており、類似した状況にある他のメンバーからの支援を歓迎すると述べた。
37. 議長は、インドネシアに対し、メンバーに対する配分量を超過した場合に漁業を停止させる仕組みがあるのかどうか、また運搬船団の規模が拡大している中で同メンバーの全ての運搬船に対して電子モニタリングが義務付けられているのかどうかを質問した。
38. インドネシアは、同メンバーは早期警報システムを導入しており、またEMの使用は全ての運搬船に対する義務的要件となっていると回答した。しかし、インドネシアは、この新たな要件に関連する技術的な課題に直面したことを認識していると述べた。

39. コンプライアンス・マネージャーは、インドネシアの国別報告書における港での CDS 標識装着に関する記述について疑問を呈し、この慣行が依然として行われているのかどうかを質問した。
40. インドネシアは、同メンバーの一部の漁船において洋上で標識を装着することに困難があったことは認識したものの、同メンバーの官憲による港内モニタリングでは港での標識装着が行われた兆候は見られなかったと述べた。
41. 議長は、伝統的な SBT 漁場として知られる西オーストラリア沖の南方海域におけるインドネシア漁船による漁獲努力量の増加について指摘し、インドネシアに対し、この船団をモニタリングするためにどのような措置がとられているのかについて質問した。
42. インドネシアは、予算的な問題からオブザーバーの配乗に制約があったが、今年の子の期間においてはカバー率を達成するべく試みることであり、このことについて次回会合に報告すると回答した。
43. メンバーは、インドネシアの計画の実施状況に関する質疑応答の機会が得られたことに感謝し、同計画がインドネシアに対して定められた要件を満たしていることを確認した。このため、CC は、EC に対し、インドネシアに対して発効している現行の取決めの継続を承認するよう勧告する。
44. 会合は、南アフリカにおいては様々な分野で非遵守が認められることに合意した。しかしながら、同メンバーが会合を欠席したために、メンバーが南アフリカに対して質問を行い、これらの問題の原因を判断することができなかった。
45. メンバーは、現状を取り扱うには既存の是正措置政策では限界があることを認識し、当該政策の一部としてメンバー間の遵守をさらに促進するための新たなツールを検討すべきことが提案された。
46. CC 会合では利用可能な時間が限られていること、及び南アフリカが会合を欠席したことを踏まえ、メンバーは、翌週の EC 会合において南アフリカの非遵守に関する直近の問題について討議するための時間を設けるよう勧告することに合意した。
47. さらに、南アフリカが CCSBT 29 に出席しなかった場合、メンバーは、事務局から南アフリカに対し、現在、CCSBT メンバーとしての同メンバーの義務の履行を妨げている障害についてより良く理解するため、また南アフリカに対して非遵守に対処するための計画を提出するよう求めるための書簡を送るよう要請することとされた。この要請への回答期限は、2023 年 3 月 31 日までとすべきである。

議題項目 3. 生態学的関連種作業部会 (ERSWG) からの報告

48. 事務局は、2022年3月21-25日にオンラインで開催された第14回生態学的関連種作業部会 (ERSWG) 会合報告書の概要に関する文書 CCSBT-CC/2210/08 を提出した。本報告書において留意すべき主なポイントは以下のとおりである。
- ERSWG から CC に対して検討が付託された特段の事項はなかった。しかしながら、ERSWG は海鳥に関する複数年戦略を策定し、CC に対し、海鳥に関する複数年戦略の中でも遵守に焦点を当てた行動案（特に個別目標 4 の下での行動一本文書別紙 A を参照）について認識するよう要請した。さらに ERSWG は、CC に対し、科学オブザーバーから得られた情報及び電子モニタリングに関する検討結果は海鳥に関する複数年戦略の重要な部分を形成するものであることを認識するよう要請した。
 - ERSWG は、海鳥類と SBT 漁業との相互作用は依然として非常に懸念すべき水準にあるとした以前の助言の修正を求めなかった。会合は、SBT 漁業において漁獲される全てのさめ種に関して、現在は追加的な混獲緩和要件を要するようなさめ混獲に関する特段の懸念はないとして過去に合意された助言を再度確認した。
 - ERSWG は、CCSBT パフォーマンス・レビュー報告書について検討し、EC に対し、ERSWG の観点から最も重要かつ新たな行動を要するものと考えられる 7 つの勧告について助言した。なお、これらの勧告に関してもメンバー間でいくらかの見解の相違があった。
 - ERSWG は、ERSWG データ交換においてメンバーから報告された夜間投縄の解釈に関して CC 16 会合の際に提起された質問、すなわちメンバーによる夜間投縄の報告とは全ての釣針の投入が夜間に行われたことを意味しているのかどうかについて検討した。ERSWG データ交換において夜間投縄の報告を行なう際、メンバーはそれぞれ異なる夜間投縄の定義を用いていることが留意された (AU、JP、TW、NZ 及び KR がそれぞれ用いている定義は同文書に示されたとおりである)。ERSWG データ交換での報告を目的とした統一的な夜間投縄の定義については結論に達しなかった。
49. 議長は、海鳥に関する複数年戦略の目標 4 は「SBT 漁業を実施する際に必要な海鳥混獲緩和措置の船団横断的な遵守を確保するための遵守アプローチを策定及び改良する」ことであるため、同目標は特に CC に関連するものであることを述べた。
50. 会合は、夜間投縄の報告にかかる問題について検討し、EC に対し、メンバーが ERSWG データ交換で夜間投縄の使用状況について報告する際には関連するまぐろ類 RFMO (ICCAT、IOTC 及び WCPFC) によって定められている夜間投縄の定義に従うべきことを勧告することに合意した。

議題項目 4. 遵守専門作業部会 (TCWG) からの報告

51. 議長は、本 CC 会合の直前に開催された第 3 回遵守委員会作業部会 (TCWG 3) 会合に関する口頭報告を行った。議長は以下を述べた。
- 今次会合は、メンバー及びオブザーバーが SBT 漁業において電子モニタリングが果たし得る役割について検討する初めての機会であった。
 - 今回の議論は、科学オブザーバー計画規範 (SOPS) 改定案を採択するとともに、EM を ESC の将来の会合における議題として追加することとした ESC から EC に対する前向きな検討結果及び勧告を受けたものであった。
 - 会合は、EM の試行及び実施にかかるそれぞれの経験に関してメンバー及びオブザーバーから提出された非常に有益な文書及びプレゼンテーションについて検討した。様々な異なるシステムが発表され、現在利用可能な技術及び方法にかかる有用な総括が提示された。しかしながら、技術及び関連するソフトウェアは現在も進歩し続けていることが認識された。
 - 議長は、会合における議論に全てのメンバー及びオブザーバーが積極的に関与したことに感銘を受けた。全てのメンバーが、将来的なオプションとして EM に関心を有しているものと考えられる。
 - 会合は、人によるオブザーバーと比較すると EM の利用には様々なメリットとデメリットがあり得ること、及び EM の限界の一部を相殺するために代替的な情報ソース (CDS 等) を検討すべきであることを認識した。
 - 会合は、CC に対し、休会期間中の作業グループを設立し EM のデータ要件を含む重要な課題の一部について検討するためにオンラインで会合を持つこと、及び事務局長及び CC 議長は当該会合に向けて検討文書を作成するよう勧告することに合意した。さらに、ESC による検討及びインプットとなるよう、いかなる作業又は将来の勧告も ESC に提供すべきことが合意された。
 - 2023 年の会合予定について事務局長とレビューした結果として、議長は、オンライン会合の検討結果を取りまとめて ESC に提出するための時間を確保することができるよう、メンバーは 2023 年 5 月のオンライン会合の開催を目指すことを提案した。

議題項目 5. CCSBT 措置の運用状況：課題及びアップデート

52. この議題項目にかかる議論は、CC 会合の開会前に文書通信を通じて開始された。
53. 事務局は、CCSBT の主要な措置の運用状況に関するアップデートを提示した文書 CCSBT-CC/2210/09 を提出した。同文書では、遵守上の懸念

がある多数の分野を指摘した上で、CC 17 に対し、以下のような課題について適切な勧告を行なうよう招請した。

- インドネシアは、同メンバーの LSTLV⁵による SBT の洋上転載に関して CCSBT 転載決議を実施しなかったこと
- 一部のメンバーの一部漁船が、提出が義務付けられている IMO ナンバーを提出しなかったこと
- 日本が、2021 年に同メンバーの指定港で SBT/SBT 製品を運搬している外国「漁船」が行った陸揚げ及び転載作業に対する 5 % の港内検査要件を履行しなかったこと
- 南アフリカが、依然として、14 日間の提出期限よりも検査報告書の提出が遅延する場合に義務付けられている理由の通知を行なうことなく（「港内検査の最低基準を定めた CCSBT 制度に関する決議」の paragraph 20 を参照）、港内検査報告書の提出が遅延していること。南アフリカは、2017 年に港内検査決議が発効して以降、14 日の提出期限内に港内検査報告書を提出したことがない。

54. 事務局は、CCSBT 許可船舶決議に基づきメンバーが現在提出を義務付けられている標準的な船舶情報では「冷凍能力」⁶に関する情報が収集されていないことを確認した。これはすなわち、どの漁船が LSTLV（転載決議の全ての要件を履行しなければならない漁船）に該当するのかを事務局が判断できないことを意味している。
55. このため、事務局は、事前協議プロセスの一環として、2023 年 1 月 1 日以降に CCSBT の許可を受ける全漁船にかかる冷凍能力の情報を収集するべく CCSBT 許可船舶決議の改正（主に paragraph 4）を提案した文書 CCSBT-CC/2210/10 を提出した。
56. 会合は、EC に対し、別紙 4 に示した CCSBT 許可船舶決議改正案を採択するよう勧告することに合意した。
57. さらに、CC 議長は、現時点において CCSBT は CCSBT 許可船舶がメンバーの管轄水域外で操業する許可を有しているのかどうかに関する情報を収集していないことを述べた。このことは、CCSBT 漁船の IMO ナンバーに関する以下の要件について事務局が報告するのは容易でないことを意味している。

「2022 年 1 月 1 日以降にあっては、総トン数 100 トン未満かつ全長 (LOA) 12 メートルを下限とする全ての船内機船であって、旗国の管轄外の水域において操業することを許可された漁船」

58. 上述の IMO ナンバー要件に基づく報告を促進するため、会合は、事務局に対し、旗国の管轄区域外の海域において漁船が操業する許可を有し

⁵ LSTLV とは、冷凍能力を備えたまぐろはえ縄漁船をいう。

⁶ 転載決議では、「摂氏 -30 度以下で 500 キログラム以上の保持能力を有する冷凍庫を備えている場合、当該漁船は冷凍能力を備えているものとみなされる」と規定している。

ているのかどうかに関する情報を収集するべく CCSBT 許可船舶決議改正案を起草するよう要請することに合意した。

59. 日本は、ICCAT の転載制度に関する議論に関して報告した文書 CCSBT-CC/2210/21 を提出した。日本は、同文書において、第 27 回大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT) 通常会合 (2021 年 11 月 15-23 日開催) での転載に関する検討の結果を簡潔に報告した。ICCAT の改正勧告 (勧告 21-15) は 2022 年 6 月 17 日に発効し、以下の措置が追加された。
 - 運搬船は、転載される魚を漁船ごとに分別及び積載すること、及び積載計画を策定することが追加的に義務化された。
 - 運搬船は、他の船舶に対する補給サービスを行なう場合、補給作業の 24 時間前までに補給申告書を提出することが義務化された。ただし、補給作業が乗船地域オブザーバーによってモニタリングされる転載と合わせて実施される場合を除く。
 - 大型浮はえ縄漁船 (LSPLV) は、船籍 CPC に対し、転載後 5 営業日以内に転載申告書を提出することが義務付けられた (改正勧告発効前は 14 日以内)。
 - ICCAT 事務局は、寄港国措置に関する ICCAT 勧告 (勧告 18-09) の実施を促進するため、運搬船から受領した文書 (転載申告書を含む) を速やかに ICCAT ウェブサイトの安全な場所に掲載する。
 - 2024 年までに勧告をレビューする。
60. 最近において IOTC も転載決議を同様の形で改正したので、CCSBT においても ICCAT 及び IOTC が行ったそれぞれの転載決議の改正について検討することが有益と考えられることが留意された。
61. メンバーは、CCSBT の転載措置を強化することを支持した。
62. インドネシアは、ICCAT 海域で操業する同メンバーの漁船はないと述べた。さらにインドネシアは、現在導入しようと試みている多数の国内規制を改正したばかりであり、さらなる規制の変更には二年ほどを要する可能性があることを述べた。このために遵守上の問題が発生するおそれがある。
63. 会合は、事務局に対し、CC 18 に向けて、ICCAT 及び IOTC がそれぞれの転載措置を強化するために行った直近の改正点についてレビュー及び総括した検討文書を作成するよう勧告した。事務局文書には、ICCAT 及び IOTC が最近採択した新たな要件に合致するような CCSBT 転載決議改正案を含むべきである。

議題項目 6. 国別配分量に帰属する SBT 漁獲量 (帰属 SBT 漁獲量) の定義及び食害

64. 事前協議の際、議長は、CC 16 から ESC に対し、食害の問題について検討し、帰属漁獲量の定義及びその適用の文脈で食害についてさらに検討

することができるよう、ECに対して資源評価及び管理方式に対する食害の潜在的な影響に関する助言を行なうよう要請したことを想起した。ESCは本件について検討し、以下の結論に至った。

- 「利用可能な情報に基づくと、食害は優先度の高い課題ではないとの結論に至った。資源評価の感度及び／又はMPによるTAC助言は頑健性試験を通じて評価することができ、利用可能な推定値から示唆された大凡の規模を踏まえれば、今回のケースについても、MP試験及び直近の資源評価で使用された現行のUAMシナリオにより既に網羅されていると考えられる。」

また、ESCは以下の助言を行った。

- 「食害量を推定するためには、各船団の操業活動を代表するのに十分な水準のオブザーバーカバー率が必要である。ERSWGが提供できる可能性がある捕食生物とSBTの生息域の重複の度合いに関する情報が、このような推定に資する可能性がある。」
65. 会合は、食害量の推定値がメンバーの帰属SBT漁獲量に含まれるべきであるかどうかについて検討した。帰属SBT漁獲量は以下のとおり定義されている。
- 「メンバー又はCNMの国別配分量に対して計上する帰属漁獲量は、同国の管轄下又は管理下にある漁業活動の結果によるみなみまぐろの総死亡量⁷であって、特に以下に起因する死亡を含むものである…」
66. 食害は、上記の定義においては死亡要因の事例として特別に記載はされていないものの、帰属漁獲量の定義の一部であると見なすために食害を記載する必要はないことが留意された。
67. ほとんどのメンバーは、食害はメンバーの帰属漁獲量の一部であって、メンバーは食害に関する最善の推定値を提示し、これを国別配分量に対して計上すべきであるとした。
68. このような目的のために食害の推定値を提示することの実現性及び適切性に関して、以下のような議論があった。
- 食害の水準を正確に推定することの困難性
 - 観察できない隠れた食害量を推定できないこと
 - メンバーのモニタリングシステムに違いがあり、一部のメンバーのシステムは食害量の検出及び推定能力が他のメンバーよりも優れていることから、食害量の推定に不公平が生じること
69. 一部のメンバーは、ESCは食害が資源評価において優先度の高い課題であるとは考えなかったこと、したがって食害量を帰属漁獲量の推定に含めることに高い優先度を与える必要はないことを述べた。

⁷他のメンバー又はCNMの個人又は主体により用船された船舶であって、かつその漁獲量が当該メンバー又はCNMに帰属される場合を除く。

70. 一部のメンバーは、食害量を推定投棄量の中に含めており、投棄量と食害量を分けて推定するのは困難であると述べた。このような場合においては、メンバーは食害量の推定値を別途提供する必要はないとされた。またニュージーランドは、食害の推定量は特に「その他の死亡量」の中に含めていることを述べた。
71. オーストラリアは、食害量の推定方法（観察できない隠れた死亡量の推定を含む）が合意され、かつ食害をモニタリングするための一貫した手法が全メンバーで実行される場合には、帰属漁獲量の定義に従って食害量をメンバーの国別配分量に計上すべきであると述べた。

議題項目 7. 2021 年 CCSBT パフォーマンス・レビュー

72. CCSBT 28 は、CCSBT 補助機関（CC を含む）はそれぞれの 2022 年の会合に対して提供される 2021 年 CCSBT パフォーマンス・レビューの関連勧告について検討し、CCSBT 29 に対してこれらに関する最終勧告を行なうことに合意した。CC は、これらの勧告の関連性及び重要性について検討することが求められた。
73. 事務局は、パフォーマンス・レビューによる CC 関連勧告を抜粋した文書 CCSBT-CC/2210/11 を提出した。2021 年 CCSBT パフォーマンス・レビューの最終報告書は文書 CCSBT-CC/2210/12 として提供されている。
74. CC は、パフォーマンス・レビュー報告書をレビューし、勧告のランク付けを行なうために ERSWG 及び ESC が用いた手法（それぞれ ERSWG 14 報告書及び ESC 27 報告書に記載）に留意した。
75. 議長は、メンバーに対してパフォーマンス・レビューによる CC 関連勧告の優先順位付けを行なうよう要請した事前協議の結果について総括し、この作業に対して全てのメンバーが回答したわけではないことを述べた。
76. オーストラリアは、数値によるランク付けは個々のメンバーが特段の関心を有する特定の勧告に対して不利に働くおそれがあるとの懸念を表明し、パフォーマンス・レビュー勧告のさらなる抽出のため、SFMWG 会合に先立つ追加的なプロセスが必要であると述べた。
77. バードライフは、現在のランキング方法では重要な勧告に対する行動が起こされない可能性があるとしたオーストラリアの意見を支持し、CCSBT において ERS は重要な問題であるにもかかわらず ERS 関連勧告のランク付けが低くなっていることを強調した。
78. ニュージーランドは、類似した勧告をグループ化することにより、EC への助言の基礎となるような遵守上優先度の高いテーマを特定できる可能性を述べた。
79. CC は、パフォーマンス・レビューによる CC 関連勧告を以下の 6 つのカテゴリにグループ化した。

1. 遵守評価及び是正措置
 2. キャパシティ・ビルディング
 3. オブザーバーカバー率及びEM
 4. 戦略的な計画
 5. CCSBT の近代化
 6. 外部との関係
80. 各カテゴリごとの CC による総合的な優先度スコア、各カテゴリに含まれる個別のパフォーマンス・レビュー勧告、及び個別の勧告ごとのスコアを別紙 5 に示した。
81. CC は、最も優先度の高いカテゴリは遵守評価／是正措置及びキャパシティ・ビルディングであったことに合意した。しかしながら、CC は、遵守行動計画の改定（勧告 PR-2021-36）及び eCDS の導入など、優先度の高い勧告が他にも多数あったことに留意した。さらに、CCSBT における多くの報告及びデータ収集要件に対する科学オブザーバー計画の重要性を踏まえれば、優先度スコアは高くなかったものの、オブザーバー／EM カテゴリも EC 及び SFMWG によって検討されるべき分野である。

議題項目 8. CCSBT 遵守計画の実施

8.1. 品質保証レビュー (QAR)

82. 議長は、遵守行動計画の事項 9b において、CC は得られた情報の価値及びメンバーによって実施されたあらゆる是正措置をレビューすることにより、将来における QAR の必要性について検討すべきとされていることを述べた。
83. 遵守評価プロセスに関する休会期間中の連絡グループが 2021 年に行った報告 (CCSBT-CC/2110/17) では、必要な予算に関する検討が行われるよう確保するとともに作業が重複する可能性を回避するため、将来的な QAR にかかる検討は 2021 年 CCSBT パフォーマンス・レビューの結果を待つことが提案された。CC 16 は、CCSBT における将来的な QAR の運用に関して、ニュージーランドが CC 17 に向けて文書を作成することに合意した。
84. ニュージーランドは、将来における CCSBT 品質保証レビュープログラムのオプションについて記述した文書 CCSBT-CC/2210/20 を提出した。ニュージーランドは、同文書で提示したオプションは全てを網羅したのではなく、言及した財政上の影響はあくまで推定であることを述べた。
85. 会合は、CC による検討に向けて文書を提出したニュージーランドに感謝した。

86. 日本は、QARプログラムの将来についてはパフォーマンス・レビューによる勧告の実実施計画に関する検討及び／又は策定に基づいて検討すべきであると述べた。
87. 台湾は、CCSBTにおけるQARの独自性と、これがCCSBTに提供する信頼性について認識しつつ、QARプロセスに関する同メンバーの支持を述べた。
88. 議長は、他のRFMOにおける議長自身の経験及びCCSBTが独立レビューを導入していることへの他RFMOでの称賛について述べつつ、台湾のコメントを支持した。
89. 将来的なQARの方式についての合意がなかったことから、ニュージーランド及び韓国は、EC及びSFMWGへの助言において、CCとしてQARの価値を認識することを提案した。
90. 会合は、QARはCCSBTの遵守ツールとして非常に有益であったことに合意し、EC及びSFMWGに対し、パフォーマンス・レビュー実施計画を策定する際にQARの価値について考慮に入れるよう勧告した。

8.2. 市場

8.2.1. 日本による市場提案に関するアップデート

91. CCSBT市場コンサルタントのシェリー・クラーク博士は、SBT製品流通のモニタリングを通じた全メンバーの漁獲量の検証に関するCCSBTプロジェクトの結果を発表した。本プロジェクトの報告書全体番は文書CCSBT-CC/2210/19として会合に提出された。
92. 本プレゼンテーションで指摘された主なポイントは以下のとおりである。
 - 市場の問題は複雑かつ克服が困難であり、今後、この（推定式を用いた）手法は推奨されない。
 - 市場をモニタリングするための補完的な情報としては、（様々な情報の）対応関係を利用し得る。
 - 漁獲量を検証するための最も頑健な方法は、荷降ろしのモニタリングである。
93. 会合は、クラーク博士による説明と本プロジェクトを通しての努力に感謝した。
94. 日本は、クラーク博士の報告には、熟考した上でCC 18においてメンバーに提示したいと考えるいくつかの興味深い勧告が含まれていたことを述べた。
95. ニュージーランドは、クラーク博士による作業に感謝すると同時に、市場データの確実性の向上は達成されなかったことへの若干の失望を表明した。ニュージーランドは、ECが今集中すべきは将来のことであり、勧告に対する日本のレビューの結果に期待することを提案した。

96. またオーストラリアは、理解を得るための取組の価値については認識する一方で、方法論の問題は解決されなかったことに若干の失望を表明した。オーストラリアは、クラーク博士に対し、提起された問題に対する最も適切な解決策は寄港国措置であるとの結論に至った背景についてさらなる詳細を説明するよう要請した。
97. クラーク博士は、寄港国措置協定の定義に基づき、水揚げ（国内船か外国船かを問わない）の国内的モニタリングを指す包括的な用語として「寄港国措置」との用語を用いたことを明確化した。クラーク博士は、水揚げプロセスを強化するための継続的な国際的取組が、国内での水揚げモニタリング（漁獲量の検証を目的とした事務局への報告のための（必要な機密保持規定を備えた）メカニズムを含む）を標準化するためのCCSBTの取組と連動できるものと考えている。
98. 日本は、2023年からの管理標識調査及び市場調査の実施提案に関する文書CCSBT-CC/2210/22を発表した。
99. 議長は、日本によるプレゼンテーションに感謝するとともに、会合に対し、CCSBT回章#2022/041のとおり、この提案については休会期間中にメンバーからの支持を得たものであることをリマインドした。
100. 会合は、本調査及び関連する予算案を承認することを確認した。

8.2.2. 標識調査データの解析

101. この副議題項目にかかる議論は、CC会合の開会前に文書通信を通じて開始された。
102. 事務局は、CDSデータ及び日本の市場で得られた標識調査データを用いたメンバーの報告漁獲量の検証に関する解析をアップデートした文書CCSBT-CC/2210/13を提出した。CC 16の作業計画を受けて、事務局は、CDSデータ及び日本市場で得られたCDS標識調査データを用いたメンバーの報告漁獲量の検証に関する試行的解析を改めて実施した。日本の努力により、市場調査で得られたデータのうち比較可能なデータ数が大幅に増加した。CC 16からの助言を踏まえ、事務局は、日本から提供された最新のデータを用い、また「外れ値」を除外した上で解析を行った。全体として、マッチしたデータのうち約95%においてデータセット間の重量差のレンジが $\pm 20\%$ の範囲内に収まり、84%は重量差 $\pm 5\%$ の範囲内に収まった。この結果を踏まえれば、CTFを通じてメンバーから報告された漁獲量は合理的に正確であると定性的に述べることができる。同様のデータセットを用いていくつかの追加的解析（メンバー／年別、製品タイプ別及び統計海區別）も実施したものの、これらの解析から漁場における遵守状況のトレンドを探究するのは困難であるように思われる。
103. 会合は、本解析から得られた情報は報告漁獲量の検証に資するものであり、事務局は同解析を来年も実施すべきことに合意した。本解析を改善するためのメンバーからの具体的な勧告はなかった。

8.2.3. 日本以外の SBT 市場に関する検討

104. 事務局は、CC 15 及び／又は CC 16 において要請された追加的な貿易情報に関する表を含む文書 CCSBT-CC/2210/04 の関連部分（別紙 C、表 iii. 及び vii）を紹介した。表 vii では、2020 年及び 2021 年の両年において 100 トン以上の SBT を輸入したものと考えられる市場（CDS データ又は COMTRADE 統計のいずれかによる）がハイライトされており、この表は CC 16 からの要請を受けて初めて追加されたものである。
105. 事務局は、CDS 及び／又は COMTRADE データによれば 2020 年及び 2021 年の両年において 4 カ国（日本、韓国、米国及びマレーシア）が 100 トン以上の SBT を受領したことが示唆されていると述べた。COMTRADE の記録に基づくと、100 トン以上の SBT を受領したと思われる市場の中で想定外であったのはマレーシアのみである（CDS では記録が異なる）。
106. 事務局は、マレーシアについて明示されている SBT 輸入について COMTRADE データをさらに解析した結果、これらの魚はオランダから輸入されたものであることが示唆された。このことは、EU が 2020 年又は 2021 年のいずれにおいても SBT 貿易の記録はないことを確認していることを踏まえれば、製品コードの記載ミスである可能性が非常に高い。
107. 会合は、提供された情報に留意した。

8.3. 常設議題項目

108. この副議題項目にかかる議論は、CC 会合の開会前に文書通信を通じて開始された。
109. 事務局は、非メンバーによる漁業活動／貿易の可能性及び貿易情報の概要に関する文書 CCSBT-CC/2210/14 を提出した。本文書では以下の情報が提供された。
 - 非協力的非加盟メンバー（NCNM）の漁業／貿易関連情報の概要
 - 中国船籍漁船「Lu Rong Yuan Yu 900」に関するオーストラリアと中国の間の連絡
 - 米国による CCSBT CDS への継続的な自主的協力
 - EU 及びインドネシアによる 2021 年の国内貿易データサマリーの提供状況に関するアップデート（CC 16 作業計画における作業項目）
 - ICCAT に対して報告された NCNM による漁獲に関するアップデート
 - 国連（UN）COMTRADE データベースから抽出した、2019 年から 2021 年までの SBT 貿易情報に関する簡潔なサマリー
110. 会合は、CCSBT の CDS に対する米国の継続的な協力を感謝した。

111. オーストラリアは、中国船籍漁船「Lu Rong Yuan Yu 900」に関する中国との連絡状況について口頭で報告し、旗国による協力を認識するとともに、該船の船長は地方の漁業当局から罰金を科されたこと、及び該船の船主による新たな遠洋漁業許可申請は一年間停止されたことを述べた。
112. CC 議長及びコンプライアンス・マネージャーは、漁船「Lu Rong Yuan Yu 900」は現在も IATTC 及び WCPFC の両機関から許可を受けていること、また「Lu Rong Yuan Yu 900」と船主が同じである他の多数の中国船籍漁船が現在も IATTC 及び WCPFC の両機関により許可を受けていることを述べつつ、「一年間の停止」の実質的な影響はどのようなものなのかについて質問した。
113. オーストラリアは規制当局からさらなる確認を得て、漁船「Lu Rong Yuan Yu 900」の船主は期限切れとなる漁業許可を更新できないこと、及び今後一年の間は新規の漁業許可を申請できないこと、しかしながら WCPFC や IATTC といった RFMO に対して既に登録されている既存の漁業許可については影響を受けないことを述べた。

議題項目 9. 遵守行動計画 (CAP)

114. 事前協議において、議長は、CC 15 で合意されたとおり、次期 CAP に盛り込まれる行動事項の検討については対面での会合が開催できるまで保留されていることを述べた。これに伴い、遵守リスクそのものの検討、及びこれらのリスクの緩和及びより良い定量化に関する進捗状況の検討についても保留されている。当面の間、本議題項目は、次の対面会合が行われる前にメンバーが行動事項又はリスクの検討を希望する場合に備えた「プレースホルダー」となる。
115. メンバーが検討することを提起した事項はなかった。会合は、遵守リスクに関する作業を行うとともに CAP へのインプットを行うため、CC 18 の直前に TCWG 会合を開催することに合意した。
116. オーストラリアは、COVID-19 パンデミック等を理由とするオブザーバーデータの欠落は検討を要するリスクであると述べた。

議題項目 10. CCSBT とその他機関との遵守関係のアップデート

117. この議題項目にかかる議論は、CC 会合の開会前に文書通信を通じて開始された。
118. 事務局は、CCSBT と他の機関との遵守関係に関する文書 CCSBT-CC/2210/15 を提出した。本文書では、メンバーに対し、国際監視・管理・取締ネットワーク (IMCSN) 及びその関連ネットワーク (パン・パシフィック漁業遵守ネットワーク (PPFCN) 及びまぐろ遵守ネットワーク (TCN) を含む)、国連食糧農業機関 (FAO) 並びに RFB/RFMO

(ICCAT 及び IOTC を含む) と CCSBT との遵守関係に関する最新情報を提供した。

119. 会合は本文書に留意した。

議題項目 11. eSBT プロジェクト

11.1. オンラインデータ提出/データアクセスプロジェクト

120. この副議題項目にかかる議論は、CC 会合の開会前に文書通信を通じて開始された。

121. 事務局は、CCSBT のオンラインデータ提出/アクセスプロジェクト (eSBT) の開発状況に関する情報を提供した文書 CCSBT-CC/2210/16 を提出した。CCSBT の eSBT の開発作業は予算内で完了した。同システムは月別漁獲報告を入力するために全メンバーによって利用されており、また本文書の作成時点において、2つのメンバーが CDS の権限を付与された確認者の情報の更新にも利用している。許可船舶コンポーネントはメンバーによる利用に向けた準備が整っており、2022 年末又は 2023 年初頭の CCSBT ウェブサイトのアップグレードと合わせて公開される予定である。現時点では追加作業は予定されておらず、2023 年から 2025 年にかけては各年 5,000 ドルの維持管理費用が提案されている。

122. 会合は事務局文書に留意した。

11.2. 試行的 eCDS の開発

11.2.1 eCDS 作業部会の任務に関するアップデート

123. 議長は、eCDS 作業部会に関して CC 16 が合意した以下の 3つの任務について想起した。

- 未解決の課題（特に確認者、及び漁獲モニタリング様式への漁獲標識様式の添付に関連する問題）を進捗させること
- 業界向けのユーザーマニュアル（英語及び日本語）を策定すること
- eCDS への移行を可能とするような改正 CDS 決議案を作成すること

124. 事務局は、CCSBT の試行的 eCDS プロジェクトの進捗状況についてアップデートした文書 CCSBT-CC/2210/17 の関連部分を総括した。本文書の最初のセクションでは、eCDS におけるハイレベルの未解決課題（確認者、業界向けユーザーマニュアル（英語及び日本語の両方）の必要性、及び eCDS への移行を可能とするための CDS 決議改正案を含む）に関する進捗状況を提示した。

権限を付与された確認者

125. 日本は、確認者に関して要望していた情報をオーストラリア及びニュージーランドから受領したことを述べた。日本は、確認者の問題の如何を問わず、eCDS の開発を支持し、確認者の問題に関しては別途検討を続

けていきたいと述べた。日本は、特に確認の中立性を強化するための方策を探究するべく他の RFMO における確認のプロセスを確認する意向であり、また将来的には情報のアップデート及び提案を行う予定である。

漁獲モニタリング様式 (CMF) への漁獲標識様式 (CTF) の添付

126. オーストラリアは、蓄養場で収穫される尾数の多さ故に CTF を CMF に添付するのは大きな事務負担となり、リアルタイムでこれを行うのは不可能であると述べた。
127. CTF は後日に複数の CMF 横断的に紐付けられ、これら 2 つの様式から得られるデータは事務局によって突合されていることが指摘された。
128. さらに、CDS データは一部のメンバーにより機密事項として扱われており、特別な合意なしには他のメンバーに対して利用可能とならないことが指摘された。一部のメンバーは、有益な情報が含まれているこれらのデータが依然として機密扱いされていることに対する失望を表明した。
129. ニュージーランドは、これらのデータの概要情報を同メンバーの国別報告書の中で公表していることを述べた。

eCDS 決議改正案

130. 事務局は、eCDS を促進するための CDS 決議改正案を作成し、2022 年 3 月の eCDS 作業部会に対してこれを回章した。メンバーからのコメントを取り入れた決議改正案の二次案は、作業部会に対して 2022 年 5 月に回章された。事務局は、この二次案に対するメンバーからの追加コメントを求めたものの、メンバーからの特段のコメントはなかった。eCDS が最終化される段階で CDS 決議案のさらなる微修正が必要となる可能性はあるものの、事務局としては、当該決議改正案はよく整っており、来年にはさらなる作業なしにこれを採択できるものと考えているところである。
131. 会合は、決議改正案は最終化に近い状況にあり、CC 18 においてこれが検討される予定であることに留意した。

11.2.2 2021/2022 年における eCDS 作業計画に関するアップデート

132. この副議題項目にかかる議論は、CC 会合の開会前に文書通信を通じて開始された。
133. 事務局は、CCSBT の試行的 eCDS プロジェクトの進捗状況についてアップデートした文書 CCSBT-CC/2210/17 を提出した。本文書の第 2 セクションでは、eCDS の技術的な開発状況の進捗状況を示した。テストの進捗状況は想定よりも遅れており、提案されていた eCDS 作業計画は後ろ倒しされている。事務局は、より簡素化して実施時の効率を高めることができるよう、eCDS における CMF の証明に関する要件を修正することを提案した。

134. 事前協議の際の質問に対し、事務局は、転載セクションから漁船の船長及びオブザーバーによる署名が削除されたことを補うために、船長及びオブザーバーに関する詳細は eCDS 上に記録され、事務局が受領する転載データ（転載申告書や転載オブザーバー報告書等）とのクロスチェックが行われることを述べた。
135. メンバーは、事務局が提案した eCDS の簡素化、並びに更新された作業計画及び予算を支持することに合意した。

議題項目 12. 将来的に AIS 解析を実施するための事務局のキャパシティ

136. CC 16 は、事務局に対し、将来的に船舶自動識別装置（AIS）解析を実施するキャパシティがあるかどうかを判断するための予備的な作業を 2022 年に実施し、その結論を CC 17 に対して報告する任務を課した。
137. 事務局は、事前協議プロセスの一環として、事務局が将来的に AIS 解析を行うためのキャパシティに関する文書 CCSBT-CC/2210/18 を提出した。本文書では、将来的に事務局が実施し得る迅速な AIS 解析に関するいくつかのオプションを精査するために実施した 4 つの実験的な解析／マッピング作業の事例を検討した。
138. メンバーは、本文書に対する質問を提起せず、また明確化も求めなかった。
139. CC 議長は、台湾が事前協議において「台湾としては事務局がさらなる解析を実施することに反対はしないが、AIS データの解析から得られた結果はメンバーによる遵守状況の評価における一義的な根拠でも唯一の根拠でもないことを再度申し上げることは価値がある」とコメントしたことを述べた。
140. CC 議長は、AIS データ解析は遵守モニタリングを補完するための有効なツールであり、その利用にあたって事務局のリソースに大きな負担を強いるものではないと総括した。会合は当該文書に留意した。

議題項目 13. 海鳥措置の実施の強化に関するプロジェクト

141. 事務局は、本プロジェクト向けの資金に関する CCSBT と FAO との間の協力覚書（LoA）を策定するため、事務局及びバードライフ・インターナショナルが FAO 及び将来の海鳥プロジェクトマネージャーとともに作業を行ってきたことを報告した。LoA は完成しており、FAO による署名を待っている状況である。LoA は 2022 年 10 月下旬に署名される見込みであるが、FAO が質問又は追加的な要望を行うかどうか次第である。

議題項目 14. 2023年の作業計画

142. CC は、2023 年に関して以下の作業計画を策定した。継続的な毎年のタスクについては、2023 年に新たに開始されるもので無い限りは記載していない。

	時期	リソース
EC による検討に向けて、SBT の洋上転載を実施するための取決めに関する提案 (IOTC に対して既に提出されているインドネシア提案と同様のもの) を提出する。	直ちに/CCSBT 29 まで	インドネシア
南アフリカが CCSBT 29 に出席しなかった場合、以下に関する情報提供を要請する書簡を送付する。 <ul style="list-style-type: none"> 南アフリカが同メンバーの義務を履行することを妨げている課題 南アフリカに対し、同メンバーの非遵守を是正するための計画を提出することの要請 南アフリカによる回答期限は、2023 年 3 月 31 日に設定する。	可及的速やかに	事務局
ICCAT 及び IOTC における現在の転載オブザーバーの配乗能力を確認する。	可及的速やかに	事務局
SBT の洋上転載を監視するための転載オブザーバーの配乗を妨げるような極めて特殊な状況が発生した場合は、CPG 5 による通知を提出する。適当な場合、メンバーは科学オブザーバー又は港内検査のカバー率の不足があった場合に CPG 5 による通知を提出することができる。	状況に応じて継続	全メンバー
CC 17 に対して提出された eCDS 作業計画に基づき、eCDS の開発を継続する。	継続	事務局
試行的 eCDS に関して、(1) 適切な業界向けユーザーマニュアルの英語及び日本語の両言語での作成、及び (2) eCDS への移行を可能とする CDS 決議改正案 (簡素化した証明プロセスを含む) の作成を引き続き進捗させる。	継続	事務局
2023 年 1 月 1 日以降に許可された全ての漁船の冷凍能力に関する情報を事務局に提供する。	全ての新規許可漁船について、2023 年 1 月 1 日まで及びその後継続的に	メンバー

	時期	リソース
非遵守を是正するための情報及び計画に関する CC からの要請に対応する。	2023年3月31日まで	南アフリカ
EM の主要な問題点に関する文書（データ要件を含む）を作成する。	2023年4月	CC 議長及び事務局
CC 17 において検討された主要な EMS 関連課題（EC のデータ要件を含む）の一部を検討するための休会期間中の作業部会を招集し、オンライン会合を開催する。事務局長及び CC 議長は、同会合において検討する文書を作成し、会合の成果を ESC に提出する。	2023年5月	全メンバー、CC 議長及び事務局
関連するまぐろ類 RFMO（ICCAT、IOTC 及び WCPFC）が定めた夜間投縄の定義に基づき、ERSWG データ交換において夜間投縄の使用状況を報告する。	2023年7月31日	全メンバー
是正措置政策をレビューし、メンバー間のより良い遵守に向けたインセンティブを与えるために是正措置政策に追加し得る新たなツールを提案する。	CC 18 まで	事務局
2022 年に実施された標識調査データ解析を再度実施する。	CC 18 まで	事務局
2022/2023 年に予定されている eSBT 関連作業に取り組む。	CC 18 まで	事務局
漁船が旗国の国家管轄外の水域での漁獲を許可されているかどうかに関する情報を収集するため、許可船舶決議改正案を提出する。	CC 18 まで	事務局
ICCAT 及び IOTC がそれぞれの転載措置を強化するために行った直近の改正点をレビュー及び総括する検討文書を作成する。同文書には、ICCAT 及び IOTC が直近に採択した内容に合致する新規要件案を提案した CCSBT 転載決議改正案を含むべきである。	CC 18 まで	事務局
2022 年の最後の四半期における科学オブザーバーカバー率を達成するためになされた取組に関するアップデートを提出する。	CC 18 まで	インドネシア
SBT 製品の流通データを用いた全メンバーの SBT 漁獲量の検証に関するプロジェクトの成果に基づく市場提案を提出する。	CC 18 まで	日本
韓国のスマート報告アプリの開発及び実行に関するアップデートを提出する。	CC 18 まで	韓国

	時期	リソース
CC 18による検討に向けて、メンバーは事務局に対し、QARのオプションに関するコメント及び提案を提出する。事務局は、CC 18に対する文書としてこれらのオプションに関するコメントを取りまとめる。	CC 18 まで	メンバー及び事務局
遵守リスク及びCAPに対するインプットについて検討するためのTCWG会合を開催する。	CC 18 会合の直前	全メンバー、CC議長及び事務局
海鳥措置の実施の強化に関するプロジェクトを開始する。	FAOがLoAに署名し次第	事務局がリード

議題項目 15. その他の事項

143. その他の事項はなかった。

議題項目 16. 拡大委員会に対する勧告

勧告

144. 遵守委員会（CC）は、拡大委員会（EC）に対して以下を勧告した。

1. インドネシアによる返済計画及び管理計画に関してインドネシアが実施している取組みの継続を承認すること。メンバーは、インドネシアの計画の実施状況に関する質疑応答の機会が得られたことに感謝し、同計画がインドネシアに対して定められた要件を満たしていることを確認した。
2. 会合は、南アフリカには様々な分野において非遵守が認められることに合意し、南アフリカがCC会合に出席しなかったことを踏まえ、ECに対し、EC会合中に南アフリカの非遵守状況について検討する時間を設けるよう勧告した。また、南アフリカがCCSBT 29会合に出席しなかった場合は、事務局に対し、現在、CCSBTメンバーとしての同メンバーの義務の履行を妨げている障害をより良く理解するため、また南アフリカに対して非遵守に対処するための計画を提出するよう求めるための書簡を送るよう任務を与えること。当該要請に対する回答期限は2023年3月31日までとすべきである。
3. ECは、最も優先度が高いカテゴリは遵守評価／是正措置及びキャパシティ・ビルディングであったものの他にも優先度の高い多数の勧告があったことに留意しつつ、別紙5に総括したCCパフォーマンス・レビューに関する検討の結果を検討すること。また、CCは、多くの報告及びデータ収集要件に対する科学オブザーバー計画の重要性を踏まえれば、優先度スコアは高くなかったものの、オブザー

バー／EMカテゴリもまた EC 及び SFMWG によって検討されるべき分野であることに留意した。

4. メンバーに対し、ERSWG データ交換で夜間投縄の使用状況について報告する際には関連するまぐろ類 RFMO (ICCAT、IOTC 及び WCPFC) によって定められている夜間投縄の定義に従って報告するよう求めること。
5. EMS について検討した TCWG のポジティブな成果を踏まえ、EC は、重要な課題 (EMS のデータ要件を含む) の一部を検討する休会期間中の作業部会を設立しオンライン会合を開催すること、及び ESC による検討に向けて当該作業部会の成果を ESC に提供することに合意すること。また、当該オンライン会合に向けて事務局長及び CC 議長が検討文書を作成することが合意された。
6. EC は、対面会合が開催されなければ遵守行動計画に関する詳細な検討を行うことは不可能であったことに留意しつつ、現行の遵守行動計画のさらに一年間の延長に合意すること。パフォーマンス・レビュー勧告の検討において、新たな計画の必要性は優先度が高いものとされた。
7. 遵守行動計画のレビュー及び遵守リスクのより良い定量化に資するよう、2023 年の CC 18 会合の直前に、遵守リスクについて検討するための遵守専門作業部会会合を開催すること。
8. QAR の将来について検討された。会合は、QAR プロセスは CCSBT の遵守ツールとして非常に有益であったことに合意し、EC 及び SFMWG に対し、パフォーマンス・レビュー実施計画の策定に当たっては QAR の価値を考慮に入れるよう勧告した。
9. EC は以下に合意すること。
 - メンバーに対してそれぞれの漁船の冷凍能力に関する情報の提供を義務付けるものとして 2023 年 1 月 1 日に発効する許可船舶決議改正案
10. eCDS マニュアルは作成中であり、また eCDS への移行を可能とする CDS 決議の改正作業は継続中であることに留意しつつ、試行的 eCDS の開発を継続し、これを導入すること。
11. 2023 年以降の改訂 eCDS 作業計画及び予算を承認すること。
12. 遵守委員会の 2023 年の作業計画案を承認すること。

留意事項

145. CC は EC に対し、以下の事項に留意するよう提案する。
 1. 南アフリカは CC での議論に参加せず、また事前協議文書における質問にも回答しなかった。

2. CCは、事務局からの報告で特定された一連のERSに関連する問題について検討し、特定された問題に対応するために一部のメンバーが取り組んでいる措置に留意した。CCは、CCSBT ERS 決議パラグラフ 8に基づき、事務局が引き続きERS措置の遵守状況について評価することは適切であることに合意した。
3. CCは、世界的なパンデミックに関連する極めて特殊な状況に留意しつつ、2021年の科学オブザーバーカバー率が低かった（また一部メンバーではゼロであった）原因についてレビューした。CCは、全メンバーに対し、状況が許すようになれば速やかに10%カバー率目標の達成に取り組むよう奨励した。
4. 2021年においては、多数（65件）の洋上転載が転載オブザーバー不在のまま実施された。メンバーは、将来的にSBTの洋上転載を監視するための転載オブザーバーの配乗を妨げるような極めて特殊な状況が発生した場合にはCPG 5に基づく通知を行うことに合意した。
5. メンバーは、科学オブザーバーカバー率や港内検査率の不足に関して、適切と考える場合はCPG 5に基づく通知を行なうことを選択することができる。
6. CCは、インドネシアが独自の国内オブザーバーを用いて洋上転載を実施したいのであれば、そうしたアレンジメントはCCSBT 転載決議の要件を遵守するものではないことから、CCSBTメンバーに対してこの取決めにかかる正式な合意及び承認を求める必要があることに留意した。インドネシアは、ECによる検討に向けて、SBTの洋上転載を実施するための取決め案に関する提案（IOTCに対して既に提出されている提案と類似のもの）をCCSBT 29に対して提出する予定である。
7. メンバーは、漁獲枠を超えた漁獲以外の非遵守を取り扱うには既存の是正措置政策では限界があることを認識し、メンバーによる遵守にさらなるインセンティブを与えるための政策の一部として新たなツールを検討する必要があることを提案した。
8. CCは、ESCからの助言を踏まえて、帰属SBT漁獲量の定義及び食害について検討した。CCは、食害が帰属漁獲量（AC）の一部と見なされるべきであるのかどうかについて合意に至らなかった。多くのメンバーは、食害はメンバーのACの一部であり、メンバーは食害にかかる最良の推定値を提出するとともにこれを国別配分量の中に計上すべきであるとの見解であった。あるメンバーは、食害量を推定するための手法に合意する必要性及びモニタリング手法を全メンバー間で一貫させる必要性を述べ、このアプローチを支持しなかった。
9. 事務局は、ICCAT及びIOTCの改正転載取決めを踏まえ、転載決議改正案に関する検討文書を作成する予定である。

10. 事務局は、船舶が旗国の国家管轄外の水域で漁獲する許可を有しているかどうかに関する情報を収集するための CCSBT 許可船舶決議改正案を作成すること。
11. メンバーの漁獲量の検証に関する市場プロジェクトは市場推定手法の継続的使用を支持しなかったが、市場をモニタリングするための補完的手法として対応関係アプローチを指摘したこと。さらに、水揚量のより頑健なモニタリングが漁獲量検証のより良い手段となり得る。
12. 会合は、市場調査に関して日本及び事務局が取り組んでいる作業の継続を支持した。2023 年の日本市場における標識調査及び市場調査の実施及び事務局による継続的な解析作業の実施が承認された。
13. オンラインによるデータ提出及びデータアクセスプロジェクトは予算内で完了し、全てのメンバーによって利用されていること。
14. CC は、AIS データ解析は補完的な遵守モニタリングのための有益なツールであり、その利用は事務局のリソースに大きな負担をかけるものではないことに留意し、その継続的な利用に合意した。

議題項目 17. まとめ

17.1. 会合報告書の採択

146. 報告書が採択された。

17.2. 閉会

147. 会合は、2022 年 10 月 7 日午後 7 時 39 分（ウェリントン時間）に閉会した。

別紙リスト

別紙

1. 参加者リスト
2. 議題
3. 文書リスト
4. みなみまぐろ漁業許可船の CCSBT の記録に関する決議
5. パフォーマンス・レビュー勧告ーカテゴリ分けの結果

参加者リスト
第17回遵守委員会会合

First name	Last name	Title Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
COMPLIANCE COMMITTEE CHAIR							
Frank	MEERE	Mr		AUSTRALIA			fmeere@aapt.net.au
CCSBT CONSULTANT							
Shelley	CLARKE	Dr	Sasama Consulting	1675 Sasama-kami, Kawanecho, Shimada-city, Shizuoka, 428-0211 Japan	81 547 41 9100		scc@sasamaconsulting.com
MEMBERS							
AUSTRALIA							
Neil	HUGHES	Mr	Head of Delegation/ Director, Regional Fisheries	Department of Agriculture, Fisheries and Forestry	GPO Box 858 Canberra ACT 2601 Australia	61 2 6271 6306	neil.hughes@awe.gov.au
Matthew	DANIEL	Mr	Alternate/ Manager SBT Fishery	Australian Fisheries Management Authority	GPO Box 858 Canberra ACT 2601 Australia	61 2 6225 5338	Matthew.daniel@afma.gov.au
George	DAY	Mr	Assistant Secretary	Department of Agriculture, Fisheries and Forestry	GPO Box 858 Canberra ACT 2601 Australia	61 2 6271 6466	george.day@awe.gov.au
Claire	VAN DER GEEST	Ms	General Manager Fisheries Information and Services Branch	Australian Fisheries Management Authority	GPO Box 858 Canberra ACT 2601 Australia	61 2 6225 5395	claire.vandergeest@afma.gov.au
Rebecca	DARCY	Ms	EM Manager	Australian Fisheries Management Authority	GPO Box 858 Canberra ACT 2601 Australia	61 2 6225 5555	Rebecca.Darcy@afma.gov.au
Viv	FERNANDES	Mr	Senior Manager, International Compliance Policy	Australian Fisheries Management Authority	GPO Box 858 Canberra ACT 2601 Australia	61 2 6225 5320	viv.fernandes@afma.gov.au
Anne	SHEPHERD	Ms	Manager Licencing and Data Services	Australian Fisheries Management Authority	GPO Box 858 Canberra ACT 2601 Australia	61 2 6225 5361	Anne.Shepherd@afma.gov.au
Robert	WOOD	Mr	Senior Management Support Officer	Australian Fisheries Management Authority	GPO Box 858 Canberra ACT 2601 Australia	61 2 6225 555	Robert.Wood@afma.gov.au

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Viv	FERNANDES	Senior Manager, International Compliance Policy		Australian Fisheries Management Authority	GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia	61 2 6225 5320		viv.fernandes@afma.gov.au
James	VAN MEURS	Mr Assistant Director		Department of Agriculture, Fisheries and Forestry	GPO Box 858 Canberra ACT 2601 Australia	61 2 6272 5320		james.vanmeurs@awe.gov.au
Nazmul	ALAM	Dr Policy Officer		Department of Agriculture, Fisheries and Forestry	GPO Box 858, Canberra ACT 2601 Australia	61 2 6272 4703		nazmul.alam@awe.gov.au
Brian	JEFFRIESS	Mr Chief Executive Officer		Australian SBT Industry Association	PO Box 416, Fullarton SA 5063, Australia	61 419 840 299		ceo@asbtia.org
Andrew	WILKINSON	Mr General Manager		Tony's Tuna International P/L	Pine Freezer Road, Port Lincoln, SA.	61 8 8682 2266		awilkinsontti@hotmail.com
Lukina	LUKIN	Ms Owner/Managing Director		Dinko Tuna Farmers Pty Ltd	PO Box 2013, Port Lincoln SA 5606, Australia	61 8 8682 4655		lukina@dinkotuna.com
Terry	ROMARO	Mr Managing Director		Ship Agencies Australia Pty Ltd	PO Box 1093, Fremantle, WA 6160, Australia	61 8 9335 5499		terry@romaro.name
Simon Peter	PRICE	Mr		Atlantis Fisheries Group	PO BOX 2333 Brighton VIC 3186	61 3 95965 272		theblackmatch@hotmail.com
Kylie	PETHERICK	Ms Chief Financial Officer		Stehr Group	PO Box 159, Port Lincoln, SA 5606, Australia	61 400 160 465		kylie@stehrgroup.net
Nicola	SONDERMEYER	Ms Researcher		Atlantis Fisheries Group	12/214 Bay Street. Brighton VIC 3186, Australia	61 439 311 362		nicola@atlantisfcg.com
Kirsten	ROUGH	Ms Research Manager		Australian SBT Industry Association	PO Box 1146, Port Lincoln, SA 5606, Australia	61 42983 3697		kirsten@asbtia.org
Taryn-Lee	PERRIOR	Ms Research Assistant		Australian SBT Industry Association	PO Box 1146, Port Lincoln, SA 5606, Australia	61 40014 9624		taryn@asbtia.org
Campbell	DAVIES	Dr Senior Research Scientist		CSIRO Oceans and Atmosphere	GPO Box 1538, Hobart, Tasmania 7001, Australia	61 3 6232 5044		Campbell.Davies@csiro.au

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Ann	PREECE	Ms	Fisheries Scientist	CSIRO Oceans and Atmosphere	GPO Box 1538, Hobart, Tasmania 7001, Australia	61 3 6232 5336		Ann.Preece@csiro.au
David	ELLIS	Mr	CEO	Tuna Australia	PO Box 1220, Buderim QLD 4556	61 427 837 966		CEO@tunaaustralia.org.au
EUROPEAN UNION								
Luis	MOLLEDO	Mr	Head of Delegation	European Union	Rue de la Loi 200, 1049 Brussels, Belgium	32 22 995 026		luis.molledo@ec.europa.eu
FISHING ENTITY OF TAIWAN								
Fen-Lan	CHEN	Ms	Deputy Director (Head of Delegation)	Fisheries Agency of Taiwan	8F., No.100, Sec. 2, Heping W. Rd., Zhongzheng Dist., Taipei City 100, TAIWAN (ROC)	886 2 23835 896	886 2 23327 396	ferlan@msl.fg.gov.tw
Huang-Chih	CHIANG	Dr	Professor (Senior Advisor)	College of Law, National Taiwan University	No.1, Sec. 4, Roosevelt Road, Taipei City, 10617, TAIWAN (ROC)	886 2 33668 919		hcchiang@ntu.edu.tw
Winston	WU	Dr	Assistant Professor (Advisor)	Institute of Law of the Sea National Taiwan Ocean University	No. 2, Beining Rd, Zhongzheng District, Keelung City, 202 TAIWAN (ROC)	886 2 24622 192 ext 3604	886 2 24633 997	ytwchc@mail.ntou.edu.tw
Wen-Ning	CHANG	Dr	Assistant Professor (Advisor)	Institute of Marine Affairs and Resources Management National Taiwan Ocean University	No. 2, Beining Rd, Zhongzheng District, Keelung City, 202 TAIWAN (ROC)	886 2 24622 192 ext 5605		cwenning@mail.ntou.edu.tw
Tse-Yung	HSU	Mr	Assistant (Advisor)	College of Law, National Taiwan University	No.1, Sec. 4, Roosevelt Road, Taipei City, 10617, TAIWAN (ROC)	886 91852 5114		r08a21088@ntu.edu.tw
En	HSIANG	Ms	Assistant (Advisor)	College of Law, National Taiwan University	No.1, Sec. 4, Roosevelt Road, Taipei City, 10617, TAIWAN (ROC)	886 95320 0258		r08a21087@ntu.edu.tw

First name	Last name	Title Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Shu-Ching	YANG	Ms Assistant (Advisor)	College of Law, National Taiwan University	No.1, Sec. 4, Roosevelt Road, Taipei City, 10617, TAIWAN (ROC)	886 97502 5447		r09a21088@ntu.edu.tw
Wei-Yang	LIU	Mr Deputy Director (Advisor)	Overseas Fisheries Development Council of the Republic of China (OFDC)	3F., No.14, Wenzhou St., Da'an Dist., Taipei City 106, TAIWAN (ROC)	886 2 2368 0889 ext 123	886 2 23686 418	weiyang@ofdc.org.tw
Yi-Kun	LEE	Mr Secretary (Advisor)	Overseas Fisheries Development Council of the Republic of China (OFDC)	3F., No.14, Wenzhou St., Da'an Dist., Taipei City 106, TAIWAN (ROC)	886 2 2368 0889 ext 154	886 2 23686 418	davidlee@ofdc.org.tw
Wen-Chi	CHANG	Ms Assistant (Advisor)	Overseas Fisheries Development Council of the Republic of China (OFDC)	8F., No.100, Sec.2, Heping W. Rd., Zhongzheng Dist., Taipei City 10070, TAIWAN (ROC)	886 2 23835 861	886 2 23327 396	wenchi0902@ms1.fa.gov.tw
Kuan-Ting	LEE	Mr Director General (Advisor)	Taiwan Tuna Association	3F-2, NO.2, Yu Kang Middle 1st Rd, Kaohsiung, TAIWAN (ROC)	886 7 84196 06	886 7 83133 04	simon@tuna.org.tw
Hsiu-Wan	CHEN	Ms Specialist (Advisor)	Taiwan Tuna Association	3F-2, NO.2, Yu Kang Middle 1st Rd, Kaohsiung, TAIWAN (ROC)	886 7 84196 06	886 7 83133 04	ann@tuna.org.tw

INDONESIA

Putuh	SUADELA	Mrs	Capture Fisheries Production Management Senior Officer of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	62 213 519 070	62 213 521 782	putuhsuadela@gmail.com
Hary	CHRISTIANTO	Mr	Capture Fisheries Production Management Senior Officer of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	62 213 519 070	62 213 521 782	hchristijanto@yahoo.com

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Yayan	HERNURYADI N	Mr	Capture Fisheries Production Management Senior Officer of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	62 213 519 070	62 213 521 782	yhernuryadin@gmail.com
Riana	HANDAYANI	Mrs	Capture Fisheries Production Management Officer of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	62 213 519 070	62 213 521 782	daya139@yahoo.co.id
Satya	MARDI	Mr	Capture Fisheries Production Management Officer of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	62 213 519 070	62 213 521 782	satyamardi18@gmail.com
Saraswati	SARASWATI	Mrs	Capture Fisheries Production Management Officer of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	62 213 519 070	62 213 521 782	cacasaras@gmail.com
Mumpuni Cyntia	PRATIWI	Mrs.	Capture Fisheries Production Management Officer of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	62 213 519 070	62 213 521 782	mumpuni.cpratiwi@gmail.com
Fayakun	SATRIA	Dr.	Head of National Research and Innovation Agency	National Research and Innovation Agency	Gedung B.J. Habibie, Jl. M.H. Thamrin No. 8, Jakarta Pusat 10340	62 811 1933 3632		fsatria70@gmail.com
Wudianto	WUDIANTO	Prof	Senior Scientist	National Research and Innovation Agency	Gedung B.J. Habibie, Jl. M.H. Thamrin No. 8, Jakarta Pusat 10340	62 811 1933 3632		wudianto59@gmail.com
Lilis	SADIYAH	Dr.	Senior Scientist	National Research and Innovation Agency	Gedung B.J. Habibie, Jl. M.H. Thamrin No. 8, Jakarta Pusat 10340	62 811 1933 3632		sadiyah.lilis2@gmail.com
Bram	SETYADJI	Mr.	Senior Scientist	National Research and Innovation Agency	Gedung B.J. Habibie, Jl. M.H. Thamrin No. 8, Jakarta Pusat 10340	62 811 1933 3632		bram.setyadji@gmail.com

First name	Last name	Title Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Hety	HARTATY	Mrs. Scientist	National Research and Innovation Agency	Gedung B.J. Habibie, Jl. M.H. Thamrin No. 8, Jakarta Pusat 10340	62 811 1933	3632	hhartaty@gmail.com
Yuni	TRIKUMORO	Mrs. Capture Fisheries Production Management Officer of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	62 213 519 070	62 213 521 782	yunilaksono@yahoo.com
Edwison Setya	FIRMANA	Mr. Capture Fisheries Production Management Officer of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	62 213 519 070	62 213 521 782	edwisonsf@gmail.com
Muhammad	ANAS	Mr. Statistician, Directorate General for Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	62 213 519 070	62 213 521 782	mykalambe@yahoo.com
Saut	HUTAGALUNG	Mr. Senior Fisheries Inspector of Fish Quarantine, Quality Control and Security of Fishery Products Agency	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	62 213 519 070	62 213 521 782	saut.p.hutagalung@gmail.com
Reza Shah	PAHLEVI	Dr. Senior Fisheries Inspector of Fish Quarantine, Quality Control and Security of Fishery Products Agency	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	62 213 519 070	62 213 521 782	pahlevi.reza.nrmp@gmail.com
Muhammad	RIDWAN	Mr. Senior Controllers of Fish Pest and Disease of Fish Quarantine, Quality Control and Security of Fishery Products Agency	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	62 213 519 070	62 213 521 782	muhammadridwan05343@gmail.com
Asep Dadang	KOSWARA	Mr. Head of Legal, Cooperation and Public Relations Division of Fish Quarantine, Quality Control and Security of Fishery Products Agency	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	62 213 519 070	62 213 521 782	ad_koswara@yahoo.co.id

First name	Last name	Title Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Mochamad Aji	PURBAYU	Mr. Head of Cooperation Sub Division of Fish Quarantine, Quality Control and Security of Fishery Products Agency	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	62 213 519 070	62 213 521 782	aji.purbayu@gmail.com
Aris	SASONO	Mr. Head of Sub Division for Product Certification of Fish Quarantine, Quality Control and Security of Fishery Products Agency	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	62 213 519 070	62 213 521 782	sasonofish@gmail.com
Handito Aji	PRASTYO	Mr. Junior Fisheries Inspector of Fish Quarantine, Quality Control and Security of Fishery Products Agency	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	62 213 519 070	62 213 521 782	hand.cito@gmail.com
Dian Harjuna	SUKMA	Mr. Cooperation Analyst, Quality Control and Security of Fishery Products Agency	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	62 213 519 070	62 213 521 782	dianharjuna@gmail.com
Panca Berkah Susila	PUTRA	Mr. Capture Fisheries Production Management Officer of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	62 213 519 070	62 213 521 782	pancazz371@gmail.com
Rennisca Ray	DAMANTI	Mrs. Senior Statistician, Center for Data, Statistic and Information of Marine and Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	62 213 519 070	62 213 521 782	rennisca@kkp.go.id
Susiyanti	SUSIYANTI	Mrs. Statistician, Center for Data, Statistic and Information of Marine and Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	62 213 519 070	62 213 521 782	susiyantidjpt@kkp.go.id
Rikrik	RAHARDIAN	Mr. Statistician, Center for Data, Statistic and Information of Marine and Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	62 213 519 070	62 213 521 782	rikrik.rahadian@kkp.go.id

First name	Last name	Title Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Krisna Fery	RAHMANTYA	Mr. Statistician, Center for Data, Statistic and Information of Marine and Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	62 213 519 070	62 213 521 782	krisnafr@kkp.go.id
Hendri	KURNIAWAN	Mr. Head of Subdivision of Regional Cooperation	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	62 213 519 070	62 213 521 782	hendrikur16@gmail.com
Alza	RENDIAN	Mr. Regional Cooperation Analyst	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	62 213 519 070	62 213 521 782	alzarendian@gmail.com
Dzulfiqar Bonict	PRASETYO	Mr. Regional Cooperation Analyst	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	62 213 519 070	62 213 521 782	dzulfiqarbp@gmail.com
Luh Putu Ari	WIDIANI	Mrs. Capture Fisheries Production Management Officer of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Pelabuhan No. 1 Pengembangan, Kec. Negara, Kab. Jembrana, Bali, Indonesia	62 3 654 2968		luhputuari.widiani@gmail.com
Hitler	SUMAH	Mr. Fisheries Inspector of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Pelabuhan No. 1 Pengembangan, Kec. Negara, Kab. Jembrana, Bali, Indonesia	62 3 654 2968		hitler.sumah1@gmail.com
Dwi Agus Siswa	PUTRA	Mr. Vice Chairman of Indonesian Longline Tuna Association	Indonesian Longline Tuna Association	Jl. Ikan Tuna Raya Timur, Pelabuhan Benos, Denpasar, Bali, Indonesia	62 361 727 399	62 361 725 099	atli.bali@gmail.com
Ivan Hans	JORGIH	Mr. Head of the Domestic and Foreign Trade Sector	Indonesian Longline Tuna Association	Jl. Ikan Tuna Raya Timur, Pelabuhan Benos, Denpasar, Bali, Indonesia	62 361 727 399	62 361 725 099	jorgih@indo.net.id
Muhammad	FEBRIANOER	Mr. Cooperation Analyst of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	62 213 519 070	62 213 521 782	mfebrianoer@gmail.com
Diky	SUGANDA	Mr. Cooperation Analyst of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	62 213 519 070	62 213 521 782	superdiky.fisheries@gmail.com

First name	Last name	Title Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
JAPAN							
Miwako	TAKASE	Ms Councillor	Fisheries Agency Government of JAPAN	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-city, Tokyo	81 3 3591 1086	81 3 3504 2649	miwako_takase170@maff.go.jp
Masahiro	AKIYAMA	Mr Assistant Director	Fisheries Agency Government of JAPAN	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-city, Tokyo	81 3 3591 1086	81 3 3504 2649	masahiro_akiyama170@maff.go.jp
Hiroto	NAKAMOTO	Mr Section Chief	Fisheries Agency Government of JAPAN	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-city, Tokyo	81 3 3591 1086	81 3 3504 2649	hiroto_nakamoto890@maff.go.jp
Hiroaki	ONDA	Mr Section Chief	Fisheries Agency Government of JAPAN	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-city, Tokyo	81 3 6744 2364	81 3 3504 2649	hiroaki_onda990@maff.go.jp
Saori	KENMOCHI	Ms Deputy Director	Ministry of Economy, Trade and Industry of Japan	1-3-1, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo, 100-8901 Japan	81 3 3501 0532	81 3 3501 6006	kenmochi-saori@meti.go.jp
Tomoyuki	ITOH	Dr Chief Scientist	Fisheries Resources Institute, Japan Fisheries Research and Education Agency	2-12-4 Fukuura, Yokohama, Kanagawa 236-8648, Japan	81 45 788 7615	81 45 788 5001	ito_tomoyuki81@fra.go.jp
Kiyoshi	KATSUYAMA	Mr SP Advisor	Japan Tuna Fisheries Co-operative Association	2-31-1 Eitai, Koto-ku, Tokyo 135-0034 Japan	81 3 5646 2382		katsuyama@japantuna.or.jp
Hiroyuki	YOSHIDA	Mr Director	Japan Tuna Fisheries Co-operative Association	2-31-1 Eitai, Koto-ku, Tokyo 135-0034 Japan	81 3 5646 2382		yoshida@japantuna.or.jp
Nozomu	Miura	Mr Deputy Director	Japan Tuna Fisheries Co-operative Association	2-31-1 Eitai, Koto-ku, Tokyo 135-0034 Japan	81 3 5646 2382		miura@japantuna.or.jp
Jun	DAITO	Mr Manager	Japan Tuna Fisheries Co-operative Association	2-31-1 Eitai, Koto-ku, Tokyo 135-0034 Japan	81 3 5646 2382		daito@japantuna.or.jp
Daisaku	NAGAI	Mr Manager	Japan Tuna Fisheries Co-operative Association	2-31-1 Eitai, Koto-ku, Tokyo 135-0034 Japan	81 3 5646 2382		nagai@japantuna.or.jp

First name	Last name	Title Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
NEW ZEALAND							
Arthur	HORE	Mr Chief Fisheries Advisor	Fisheries New Zealand	PO Box 53030, Auckland New Zealand 2022	64 9 820 7686		Arthur.Hore@mpi.govt.nz
Heather	BENKO	Ms Senior Fisheries Analyst	Fisheries New Zealand	Private Bag 12031, Mount Maunganui, Tauranga 3143	64 9 953 6245		Heather.Benko@mpi.govt.nz
Andrew	WRIGHT	Mr Team Leader Fish Compliance Intl Fisheries	Ministry for Primary Industries	PO Box 2526, Wellington 6140, New Zealand	64 4 819 4757		Andrew.Wright@mpi.govt.nz
Jordan	OWCZAREK	Mr Compliance Advisor - Intl Fisheries	Ministry for Primary Industries	PO Box 2526, Wellington 6140, New Zealand	64 4 831 4957		Jordan.Owczarek@mpi.govt.nz
Charity	PULOKA	Ms Fisheries Analyst	Fisheries New Zealand	PO Box 2526, Wellington 6140, New Zealand	64 4 819 4713		Charity.Puloka@mpi.govt.nz
Robert	GEAR	Dr Manager, Highly Migratory Species and Pacific Fisheries Team	Fisheries New Zealand	PO Box 2526, Wellington 6140, New Zealand	NA		robert.gear@mpi.govt.nz
Sophie	IRONSIDE	Ms Legal Adviser	New Zealand Ministry of Foreign Affairs & Trade	195 Lambton Quay, Wellington Central, Wellington 6011	+64 21 301 839		sophie.ironside@mfat.govt.nz

First name	Last name	Title Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
REPUBLIC OF KOREA							
Geunryeong	KIM	Ms Deputy Director	Ministry of Oceans and Fisheries	MOF, Government Complex Building 5, #94, Dasom 2-ro, Sejong, Korea	82 44 200 5341	82 44 200 5349	geunryeongkim@korea.kr
Ilkang	NA	Mr Policy Officer & Multilateral Fisheries Negotiator	Ministry of Oceans and Fisheries	MOF, Government Complex Building 5, #94, Dasom 2-ro, Sejong, Korea	82 44 200 5377	82 44 200 5349	ikna@korea.kr
Junghyun	LIM	Dr Scientist	National Institute of Fisheries Science	216 Gijanghaean-ro, Gijang-eup, Gijang-gun, Busan 46083, Republic of Korea	82 51 720 2331	82 51 720 2337	jhlml@korea.kr
Tae-hoon	WON	Mr Policy Analyst	Korea Overseas Fisheries Cooperation Center	6th FL, S Building, 253, Hannuri-dearo, Sejong, Republic of Korea	82 44 868 7831	82 44 868 7840	4indamorning@kofci.org
Boram	JO	Ms. Manager	Dongwon Industries CO., LTD.	68 Mabang-Ro, Seocho-Gu, Seoul, Republic of Korea	82 2 589 4074	82 2 589 4397	polo7321@dongwon.com
SeungGwon	KANG	Mr. Assistant Manager	Dongwon Industries CO., LTD.	68 Mabang-Ro, Seocho-Gu, Seoul, Republic of Korea	82 2 589 3684	82 2 589 4397	veritasivy@dongwon.com
JungHoon	HWANG	Mr Deputy General Manager	Dong Won Fisheries CO.,LTD.	685, Eulsukdo-daero, Saha-gu, Busan, Korea	82 51 290 0182		jhh@dwsusan.com
SungJun	KANG	Mr Assistant manager	Dong Won Fisheries CO.,LTD.	685, Eulsukdo-daero, Saha-gu, Busan, Korea	82 51 290 0184		dwsjk@dwsusan.com
BongJun	CHOI	Mr. Manager	Korea Overseas Fisheries Association	6th, Fl. Samho Center Bldg. "A" 83, Nonhyeon-ro, Seocho-gu, Seoul, Korea	82 2 589 1613	82 2 589 1630	bj@kosfa.org
SangJin	BAEK	Mr. Assistant manager	Korea Overseas Fisheries Association	6th, Fl. Samho Center Bldg. "A" 83, Nonhyeon-ro, Seocho-gu, Seoul, Korea	82 2 589 1614	82 2 589 1630	sjbaek@kosfa.org
Haetnim	LEE	Ms. Assistant Director	Fisheries Monitoring Center, Ministry of Oceans and Fisheries	638 Gijanghaean-ro, Gijang-eup, Busan, 46079 Republic of Korea	82 51 410 1410		lhn122583@korea.kr

First name	Last name	Title Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Taerin	KIM	Ms. Advisor	Fisheries Monitoring Center, Ministry of Oceans and Fisheries	638 Gijanghaean-ro, Gijang-eup, Busan, 46079 Republic of Korea	82 51 410	1409	sharak@korea.kr
Seunghyun	KIM	Mr. Chief Inspector	Fisheries Monitoring Center, Ministry of Oceans and Fisheries	638 Gijanghaean-ro, Gijang-eup, Busan, 46079 Republic of Korea	82 51 410	82 51 410 1421 1409	fmc2014@korea.kr
Minjae	PARK	Mr. Assistant Manager	National Fishery Products Quality Management Service Ministry of Oceans and Fisheries	337, Haeyang-ro, Yeongdo-gu, Busan, Republic of Korea	82 51 400	82 51 400 5741 5745	acepark0070@korea.kr

OBSERVERS

FIJI

Unaisi	RABICI	Ms Fisheries Officer	Ministry of Fisheries	Level 2, Motibhai Building, Freeston Road, Walu Bay, Fiji	679 3225	702	rabici.unaisi1@gmail.com
Leba	MILLAR	Ms	Ministry of Fisheries	Level 2, Motibhai Building, Freeston Road, Walu Bay, Fiji	679 3225	702	Leba.Miller@gmail.com

MAURITIUS

Abdool Farhaz	RAMJAUN	Mr Technical Officer (Fisheries)	Port State Control Unit, Ministry of Blue Economy, Marine Resources, Fisheries and Shipping	4th Floor, LIC Centre, President John Kennedy Street, Port Louis, Mauritius			aramjaun@govmu.org
Keshwar	LOBIN	Mr Fisheries Protection Officer	Monitoring, Control and Surveillance, Ministry of Blue Economy, Marine Resources, Fisheries and Shipping	4th Floor, LIC Centre, President John Kennedy Street, Port Louis, Mauritius			klobin.altromercato@gmail.com

THE UNITED STATES OF AMERICA

Melanie	KING	Ms International Policy Advisor	NOAA Fisheries Office of International Affairs, Trade, and Commerce	1315 East West Highway, Silver Spring, MD, USA 20910	301.42 7.3087		melanie.king@noaa.gov
---------	------	---------------------------------	---	--	---------------	--	-----------------------

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
BIRDLIFE INTERNATIONAL								
Stephanie	PRINCE	Ms	High Seas Programme Manager	BirdLife International	RSPB The Lodge, Sandy, Bedfordshire, UK			stephanie.prince@rspb.org.uk
Yasuko	SUZUKI	Dr.	Marine Programme Officer	BirdLife International	Japan, 〒131-0014 Tokyo, Chuo City, Nihonbashikaki garacho, 1 Chome-13-1			yasuko.suzuki@birdlife.org
Bernadette	BUTFIELD	Ms	International Marine Conservation Officer	BirdLife International	RSPB The Lodge, Sandy, Bedfordshire, UK			bernadette.butfield@rspb.org.uk
Stephanie	BORRELLE	Dr.	Marine & Pacific Regional Coordinator	BirdLife International	75 Domain Crescent, Muriwai, New Zealand 0881	64 2 1136	2531	stephanie.borrelle@birdlife.org

PEW CHARITABLE TRUSTS

Glen	HOLMES	Dr	Officer, International Fisheries	The Pew Charitable Trusts	241 Adelaide St, Brisbane, Qld 4000, Australia	61 419 791	532	gholmes@pewtrusts.org
------	--------	----	----------------------------------	---------------------------	--	------------	-----	-----------------------

INTERPRETERS

Kumi	KOIKE	Ms						
Yoko	YAMAKAGE	Ms						
Kaori	ASAKI	Ms						

CCSBT SECRETARIAT

Robert	KENNEDY	Mr	Executive Secretary					rkennedy@ccsbt.org
Dominic	VALLIERES	Mr	Executive Secretary Elect					dvallieres@ccsbt.org
Akira	SOMA	Mr	Deputy Executive Secretary		PO Box 37, Deakin West ACT 2600 AUSTRALIA	61 2 6282 8396	61 2 6282 8407	asoma@ccsbt.org
Colin	MILLAR	Mr	Database Manager					CMillar@ccsbt.org
Susie	IBALL	Ms	Compliance Manager					siball@ccsbt.org

議題
第 17 回 遵守委員会 会合
2022 年 10 月 4-7 日
オンライン

1. **開会**
 - 1.1 歓迎の辞
 - 1.2 議題の採択
 - 1.3 会議運営上の説明
2. **CCSBT 保存管理措置の遵守状況の概要**
 - 2.1 事務局からの報告
 - 2.2 遵守政策ガイドライン（CPG 5）の運用状況及び COVID-19 に関連する問題
 - 2.2.1 CPG 5 に基づき受領した通知に関する報告
 - 2.2.2 オブザーバー不在で行われた洋上転載の件数及びメンバーによって実施された措置に関する報告
 - 2.3 メンバーからの国別報告書
 - 2.4 CCSBT 管理措置の遵守状況の評価
 - 2.4.1 メンバーによる遵守状況
 - 2.4.2 是正措置政策の適用
3. **生態学的関連種作業部会（ERSWG）からの報告**
4. **遵守専門作業部会（TCWG）からの報告**
5. **CCSBT 措置の運用状況：課題及びアップデート**
6. **国別配分量に帰属する SBT 漁獲量（帰属 SBT 漁獲量）の定義及び食害**
7. **2021 年 CCSBT パフォーマンス・レビュー**
8. **CCSBT 遵守計画の実施**
 - 8.1 品質保証レビュー（QAR）
 - 8.2 市場
 - 8.2.1 日本による市場提案に関するアップデート
 - 8.2.2 標識調査データの解析
 - 8.2.3 日本以外の SBT 市場に関する検討
 - 8.3 常設議題項目

9. 遵守行動計画 (CAP)
10. CCSBT とその他機関との遵守関係のアップデート
11. eSBT プロジェクト
 - 11.1 オンラインデータ提出／データアクセスプロジェクト
 - 11.2 試行的 eCDS の開発
 - 11.2.1 eCDS 作業部会の任務に関するアップデート
 - 11.2.2 2021／22 年における eCDS 作業計画に関するアップデート
12. 将来的に AIS 解析を実施するための事務局のキャパシティ
13. 海鳥措置の実施の強化に関するプロジェクト
14. 2023 年の作業計画
15. その他の事項
16. 拡大委員会に対する勧告
17. まとめ
 - 17.1. 会合報告書の採択
 - 17.2. 閉会

文書リスト
第 17 回遵守委員会会合

(CCSBT-CC/2210/)

1. Provisional Agenda
2. List of Participants
3. List of Documents
4. (Secretariat) Compliance with CCSBT Management Measures
(CC agenda items 2.1, 2.4.1, 2.4.2, 8.2.3)
5. (Secretariat) Annual Report on Members' implementation of ERS measures and performance with respect to ERS
(CC agenda item 2.1)
6. (Secretariat) Report on Notifications Received by the Secretariat under CPG5
(CC agenda item 2.2.1)
7. (Secretariat) Corrective Actions Policy: Review of Indonesia's Implementation of its Payback and Management Plans and South Africa's Plan to Address its Non-compliance
(CC agenda item 2.4.2)
8. (Secretariat) Report from the Ecologically Related Species Working Group
(CC agenda item 3)
9. (Secretariat) Operation of CCSBT MCS Measures
(CC agenda items 2.2.2, 5)
10. (Secretariat) Proposed Draft Revised CCSBT Authorised Vessel Resolution
(CC agenda item 5)
11. (Secretariat) CC Recommendations from the Performance Review of the CCSBT
(CC agenda item 7)
12. (CCSBT) 2021 CCSBT Performance Review
(CC agenda item 7)
13. (Secretariat) Updated analysis for verification of reported catch by Members with CDS data and tag survey data obtained from Japanese market
(CC agenda item 8.2.2)
14. (Secretariat) Potential Non-Member Fishing Activity/Trade & Trade Summaries
(CC agenda item 8.3)
15. (Secretariat) Update on CCSBT's Compliance Relationships with Other Bodies and Organisations
(CC agenda item 10)

16. (Secretariat) Progress Update on the CCSBT's On-line Data Submission/ Access Project (eSBT)
(CC agenda item 11.1)
17. (Secretariat) Progress Update on the CCSBT's Trial eCDS Project
(CC agenda item 11.2)
18. (Secretariat) Potential for the Secretariat to Undertake Future Analyses Using Publicly Available Automatic Identification System (AIS) Data
(CC agenda item 12)
19. (CCSBT) Report on Verification of All Members' Catch through Monitoring of Southern Bluefin Tuna Product Distribution
(CC agenda item 8.2.1)
20. (New Zealand) Options for the future of CCSBT Quality Assurance Review Programme
(CC agenda item 8.1)
21. (Japan) Report of the Discussion on Transshipment Scheme in the 27th Regular Meeting of The International Commission for The Conservation of Atlantic Tunas (ICCAT)
(CC agenda item 5)
22. (Japan) Proposal for Implementation of Management Tag Survey and Market Survey from 2023
(CC agenda item 8.2.1)
23. (Indonesia) Implementation of Indonesia's work plan to remain within TAC for 2022 (Rev.1)
(CC agenda item 2.4.2)

(CCSBT-CC/2210/SBT Fisheries -)

Australia	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission (Rev.1)
European Union	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission
Indonesia	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission
Japan	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission
Korea	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission (Rev.1)
New Zealand	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission (Rev.1)

South Africa	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission (Rev.1)
Taiwan	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission

(CCSBT-CC/2210/Info)

1. (Indonesia) Updated Analysis on Catch of Southern Bluefin Tuna (*Thunnus maccoyii*) by Fishing Area from Indonesian Tuna Longline Fleet (CC agenda item 2.4.2)

(CCSBT-CC/2210/Rep)

1. Report of the Twenty-Seventh Meeting of the Scientific Committee (August/September 2022)
2. Report of The Fourteenth Meeting of the Ecologically Related Species Working Group (March 2022)
3. Report of the Twenty-Eighth Annual Meeting of the Commission (October 2021)
4. Report of the Sixteenth Meeting of the Compliance Committee (October 2021)
5. Report of the Twenty-Sixth Meeting of the Scientific Committee (August 2021)
6. Report of the Twenty-Seventh Annual Meeting of the Commission (October 2020)
7. Report of the Fifteenth Meeting of the Compliance Committee (October 2020)
8. Report of the Fifth Meeting of the Strategy and Fisheries Management Working Group (March 2018)

(Documents to be discussed from the 3rd Technical Compliance Working Group)¹

(CCSBT-TCWG/2210/)

4. (New Zealand) On-board cameras in New Zealand: Current status and future plans (Rev.1)
(CC agenda item 4)
5. (Japan) Progress Report of EMS Trials
(CC agenda item 4)
6. (Australia) Australia's Perspectives on the Benefits of Electronic Monitoring (CC agenda item 4)

¹ メンバーが遵守委員会（CC）において検討する可能性がある TCWG 会合文書。これらの文書については再度の文書番号の付与は行わない。

7. (Australia) Progress of Electronic Monitoring in the WCPFC and IOTC
(CC agenda item 4)

(CCSBT-TCWG/2210/BGD)

1. (Australia) Measuring congruence between electronic monitoring and logbook data in Australian Commonwealth longline and gillnet fisheries
(Previously CCSBT-ERS/1905/13)
(CC agenda item 4)
2. (Australia) Changes in logbook reporting by commercial fishers following the implementation of electronic monitoring in Australian Commonwealth fisheries
(Previously CCSBT-ERS/1905/14)
(CC agenda item 4)

(CCSBT-TCWG/2210/info)

1. (USA) Information Paper: Electronic Monitoring in the U.S. Atlantic Pelagic Longline Fishery: An Information Paper
(CC agenda item 4)
2. (ACAP) ACAP Guidelines on Fisheries Electronic Monitoring Systems
(CC agenda item 4)
3. (Australia) Australia's Electronic Monitoring Program: Lessons and New Direction
(CC agenda item 4)

みなみまぐろ漁業許可船の CCSBT の記録に関する決議
(第29回委員会年次会合 (2022年10月14日) において改正)

みなみまぐろの保存のための拡大委員会は、

「違法、無規制、無報告漁業 (IUU) 及び 24 メートル以上のみなみまぐろ漁業許可船の CCSBT の記録の設定に関する決議」(以下「原決議文」と言う) が、2003 年の第 10 回年次会合で採択されたことに留意し、

CCSBT のこの原決議文では対象とならない非加盟国の 24 メートル未満の漁船によるみなみまぐろの漁獲が相当量あることにさらに留意し、

IUU 漁業活動を阻止するために早急に包括的な対策をとる必要性を考慮し、

拡大委員会が、2013 年に「みなみまぐろ (SBT) に関する違法、無報告、無規制漁業活動への関与が推測される船舶のリストの設立に関する決議」を採択したことを考慮し、

輸入国にとって生鮮まぐろ製品の効果的な検査体制の確立の技術的な困難性を認識し、

CCSBT 条約第 8 条 3 (b) に従い、次のとおり合意する。

1. 締約国、拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、次を行わなければならない。
 - a. 自国の登録下にあるすべての船舶がみなみまぐろの IUU 漁業活動を行わないよう確保する。
 - b. 関連の法律と合致したかたちで、IUU 漁獲を防止、抑止、根絶するためのあらゆる可能な行動をとる。
 - c. みなみまぐろに関する IUU 漁業の問題の進捗状況、及び定期的に必要とされるさらなる措置の採択を含めた、自国の IUU 措置の実施状況をレビューする。
2. 拡大委員会は、みなみまぐろを漁獲する許可を受けた漁船 (以下「漁船」又は「FVs」という) の CCSBT の記録を設立し、保持する。この勧告の目的のために、この記録に記載されない漁船は、漁船の大きさに関わらず、みなみまぐろ

ろを漁獲し、船上に保持し、転載し、又は水揚げする許可を有していないものと見なされる。

3. メンバー及び協力的非加盟国は、許可漁船の CCSBT の記録における以下の区分の漁船に対して、IMO ナンバーの発行を受けさせるよう確保するものとする。

- SBT を漁獲することを許可された当該国の旗を掲げる全ての漁船(ただし木造船及びファイバーグラス船を除く)であって、かつその大きさが総トン数 100 トン以上である全ての漁船
- 2021 年 1 月 1 日以降にあつては、SBT を漁獲することを許可された当該国の旗を掲げる木造船及びファイバーグラス船であつて、かつその大きさが総トン数 100 トン以上である漁船
- 2022 年 1 月 1 日以降にあつては、総トン数 100 トン未満かつ全長 (LOA) 12 メートルを下限とする全ての船内機船であつて、旗国の管轄外の水域において操業することを許可された漁船

4. 拡大委員会のメンバー (以下「メンバー」という) 及び協力的非加盟国は、みなみまぐろの漁獲を許可された自国旗を掲げる漁船のリストを、可能な場合には電子的手段により、事務局長に提出しなければならない。このリストには、次の情報を含まなければならない。

- ロイド/IMO ナンバー (該当する場合)
- 船舶の名称、登録番号
- 以前の名称 (該当する場合)
- 以前の船籍国 (該当する場合)
- 他の登録からの抹消に関する過去の詳細 (該当する場合)
- 国際無線信号符字 (該当する場合)
- 船舶の形態、船体の全長、登録総トン数 (GRT)
- 所有者の氏名、住所
- 操業者の指名、住所
- 使用漁具
- 漁獲ないし転載が認められた許可期間
- 船舶の冷凍能力¹の有無 (有又は無)

メンバー及び協力的非加盟国は、このパラグラフに基づき、船舶のリストを初めに提出する場合、どの船舶が新規に追加されたか、また、事務局長に提出されたリストに現在掲載されている船舶の代船を意味するかを示さなければな

¹ 摂氏-30 度以下で 500 キログラム以上の SBT を保持する能力を有する冷凍庫を備えている場合、当該漁船は冷凍能力を備えているものとみなされる。

らない。当初の CCSBT の記録は、このパラグラフに従い提出されたすべてのリストからなる。

5. メンバー及び協力的非加盟国は、当初の CCSBT 記録の設立の後には、当該記録への追加、削除、修正については、このような変更が生じた際に速やかに事務局長に通知しなければならない。

6. 事務局長は、CCSBT の記録を保持し、メンバー及び協力的非加盟国が留意した機密性の要件と合致したかたちで、CCSBT のウェブサイトへの掲載を含めた電子的手段を通じて、記録の広報を行うためのあらゆる措置を講じなければならない。

7. 記録に記載された船舶の旗国であるメンバー及び協力的非加盟国は、次を行わなければならない。

- a) 自国の漁船が CCSBT 条約及びその保存・管理措置に基づく要件と責任を遂行できる場合にのみ、自国の漁船にみなみまぐろを漁獲する許可を与える。
- b) 自国の漁船が関連するすべての CCSBT の保存・管理措置を遵守することを確保するために必要な措置を講ずる。
- c) CCSBT の記録に掲載されている自国の漁船が、有効な船舶登録証書並びに漁獲及び/又は転載のための有効な許可証を船上に保持することを確保するために必要な措置を講ずる。
- d) 当該船舶が IUU 漁業活動の経歴を有する場合、船主は当該船舶が二度とそのような活動に従事しないことを示す十分な証拠を提供したことを確認する。
- e) CCSBT の記録に掲載されている漁船の所有者及び操業者が、CCSBT の記録に掲載されていない漁船によるみなみまぐろの漁業活動に従事又は関与していないことを、国内法で可能な範囲で確保する。
- f) 規制又は懲罰的措置が効果的にとられるように、CCSBT の記録に掲載されている漁船の所有者が、旗国であるメンバー及び協力的非加盟国内の市民又は法人であることを確保するために、国内法で可能な範囲で必要な措置を講ずる。

8. メンバー及び協力的非加盟国は、懲罰的及び制裁的行動を含めパラグラフ 7 に従ってとられた自国内の行動及び措置を検討し、情報開示に関する国内法と合致したかたちで、遵守委員会の各会合に対して、検討の結果を報告する。遵守委員会はそのような検討の結果を考慮し、適切な場合には、CCSBT の記録に掲載されている漁船の旗国であるメンバー及び協力的非加盟国に、当該船舶

による CCSBT の保存・管理措置の遵守を向上させるさらなる行動を行うよう要請する。

9. a) メンバー及び協力的非加盟国は、適用可能な国内法に基づき、CCSBT の記録に掲載されていない漁船によるみなみまぐろの漁獲、船上保持、転載及び水揚げを禁止するための措置を講じる。
- b) CCSBT の漁獲証明制度に関する CCSBT の保存管理措置の効果を次により確保する。
- i) 旗国であるメンバー及び協力的非加盟国は、CCSBT の記録に掲載されている漁船についてのみ、CDS 文書を確認しなければならない。
 - ii) メンバー及び協力的非加盟国は、漁船によって漁獲されたみなみまぐろが、その管轄内で転載、国産品としての水揚げ、輸出、輸入又は再輸出される際、CCSBT の記録に掲載された船舶について確認された CDS 文書を伴うことを求めなければならない。
 - iii) メンバー及び協力的非加盟国は、CDS 文書の偽造又は誤記載が発生しないよう協力しなければならない。

10. メンバー及び協力的非加盟国は、CCSBT の記録に掲載されていない漁船がみなみまぐろの漁獲及び/又は転載に従事していると疑うに足る合理的な根拠がある場合は、事実関係を事務局長に通知しなければならない。

11. パラグラフ 9 で言及された船舶がメンバー及び協力的非加盟国の旗を掲げている場合、事務局長は、当該メンバー及び協力的非加盟国に対し当該船舶がみなみまぐろを漁獲することを防ぐために必要な措置を講ずるよう要請する。

12. 拡大委員会及び関係するメンバー及び協力的非加盟国は、相互に連絡し、FAO 及びその他関連する地域漁業管理機関とともに、他の海域における他のまぐろ資源に対する悪影響を避けるために、適宜同様の性格の記録の設定を含め、実行可能な場合には、適切な措置を策定し実施する上で最善の努力を尽くす。そのような悪影響とは、IUU 漁船のみなみまぐろ漁獲から他の漁業へのシフトから生ずる過剰漁獲の圧力も含まれる。

13. 拡大委員会がパラグラフ 9 に記された措置の実施を決定する前に、拡大委員会及びメンバーは、この決議について通知し協議を行うためすべての関連国と連絡をとり、この決議に適応するための十分な時間を与える。また、拡大委員会及びメンバーは、非締約国がメンバー又は協力的非加盟国となるよう引き続き奨励する。

14. 本決議によって、「違法、無規制、無報告漁業（IUU）及び24メートル以上のみなまぐろ漁業許可船のCCSBTの記録の設定に関する決議」及び過去の全ての「みなまぐろ漁業許可船のCCSBTの記録に関する決議」は破棄される。

パフォーマンス・レビュー勧告－カテゴリ分けの結果

カテゴリ	カテゴリスコア
遵守評価及び是正措置	10.8
キャパシティ・ビルディング	10.4
オブザーバーカバー率及びEMS	8
戦略的計画	7.4
CCSBT の近代化	7.2
外部との関係	6.6

カテゴリ	勧告番号	勧告	優先度スコア
キャパシティ・ビルディング	PR2021-08	特に発展途上のメンバーにおけるデータの収集及び報告を改善するため、キャパシティ・ビルディングプログラムを実施する。	13
キャパシティ・ビルディング	PR2021-22	データ収集、科学的解析及び遵守関連活動を改善するためのキャパシティ・ビルディングに関する作業計画を策定し、これを実施する。	13
キャパシティ・ビルディング	PR2021-48	引き続き、国内の管理が条約及び関連CMMの定める国際的義務を履行するよう確保する。	11
キャパシティ・ビルディング	PR2021-65	発展途上のメンバー出身の独立専門家が補助機関における議長役を務めるよう奨励する。またメンバーは、特に専門的な能力を開発するべく、共同議長の活用も検討すべきである。	8
キャパシティ・ビルディング	PR2021-67	発展途上のメンバーを対象とする支援プログラムを策定する。	7
遵守評価及び是正措置	PR2021-26	SBTに関する再建戦略の有効性を確保するため、モニタリングを継続する。	12

カテゴリ	勧告番号	勧告	優先度 スコア
遵守評価及び是正措置	PR2021-01	メンバーは、それぞれの配分量の上限を遵守し、また MP のパフォーマンスを減殺するおそれがある非メンバー漁獲量といった不確実性のある分野を排除することにより、引き続き MP をサポートする。	12
遵守評価及び是正措置	PR2021-17	データ報告にかかる質及び完全性につき、メンバー間の不調和に対応する。	12
遵守評価及び是正措置	PR2021-43	非遵守への対応がなされ、また効果的な制裁及び是正措置が適用されるよう確保するため、遵守計画に基づく遵守プロセスの実施を継続する。	12
遵守評価及び是正措置	PR2021-47	遵守評価プロセス（意思決定及び是正措置政策を含む）を強化し、また違反に対する正式なフォローアッププロセスを創設する。	12
遵守評価及び是正措置	PR2021-52	メンバーによる継続的な非遵守に対処するためのメカニズムを確立する。	12
遵守評価及び是正措置	PR2021-46	CCSBT は、過剰漁獲以外の違反をフォローアップするメカニズムの強化を追求すべきである。	11
遵守評価及び是正措置	PR2021-11	国別報告書の一貫性を改善するとともに曖昧さを回避するためのメカニズムを確立する。	12
遵守評価及び是正措置	PR2021-57	CCSBT への外部者による参加の障害とならないよう確保するため、外部文書（一部のメンバーの非遵守の可能性を含むもの）のレビュープロセスは監視されるべきである。	4
遵守評価及び是正措置	PR2021-37	CCSBT は、最も効率的かつ実行可能な方法で転載決議の要件の遵守を確保するため、他の関連する RFMO の転載管理措置との協力を継続すべきである。	12

カテゴリ	勧告番号	勧告	優先度 スコア
遵守評価及び是正措置	PR2021-50	他の RFMO との調整の強化やメンバーによる適時的な報告など、寄港国措置決議の遵守をモニタリングするためのメカニズムを強化する。	11
CCSBT の近代化	PR2021-53	eCDS の導入を優先する。	12
CCSBT の近代化	PR2021-42	漁獲証明制度を通じて収集されたデータを全面的に利用するためのメカニズムを確立する。	7
CCSBT の近代化	PR2021-32	国際的なレベルでメンバーによって合意された近代的な漁業管理の概念を取り入れるべく、CCSBT 条約を改正する。	2
CCSBT の近代化	PR2021-34	CCSBT は、CCSBT 条約を近代化するプロセスにおいて、代替的な意思決定方式を検討すべきである。	2
CCSBT の近代化	PR2021-70	遵守プロセス及びオブザーバースキームの実施を改善するとともに、eCDS の導入をサポートする。	13
オブザーバーカバー率及び EMS	PR2021-09	CCSBT が合意した規範に従い、オブザーバーカバー率を改善するための取組を強化する。	11
オブザーバーカバー率及び EMS	PR2021-39	オブザーバー計画を強化するためのメカニズム（電子モニタリングの実施を通じた強化を含む）を探求する。	9
オブザーバーカバー率及び EMS	PR2021-40	電子モニタリングを活用できるよう、オブザーバーカバー率に関する既存の規範をレビューする。	7
オブザーバーカバー率及び EMS	PR2021-10	SBT 漁業における人によるオブザーバーカバー率を補完するため、電子モニタリングの利用に関する解析を実施する。	5
外部との関係	PR2021-60	他の国／漁業主体に CDS への協力的地位を要請することにより、非公式に CDS に協力している国に対し、それらの国による協力を公式化することを奨励する。	9
外部との関係	PR2021-61	CCSBT のプロセス、特に CDS に対する非協力的非加盟メンバーによる関与を高めるための努力を継続するよう奨励する。	9

カテゴリ	勧告番号	勧告	優先度 スコア
外部との関係	PR2021-33	SBT の漁獲歴を有する非メンバーに対し、CCSBT への協力を奨励する。	8
外部との関係	PR2021-44	他の RFMO 事務局及び代替的な情報源との情報交換の公式化及び強化を継続する。	8
外部との関係	PR2021-68	休会期間中の神戸プロセス（特に共通の関心を有する分野に関連するプロセス）との関与を継続する。	7
外部との関係	PR2021-58	CCSBT 措置総覧へのアクセスは、CCSBT ウェブサイトの一般エリアから利用可能とすべきである。	5
外部との関係	PR2021-07	現状では公開されていない過去のデータ及び情報を提供及び公開し、透明性を改善する。	4
外部との関係	PR2021-63	メンバーは、神戸プロセスを通じて開始された協力関係を継続及び活性化させるための機会を探求する。	3
戦略的計画	PR2021-36	緊急課題として、2018-2020 年の行動計画を次の 5 年間に向けて更新又は修正する。	15
戦略的計画	PR2021-49	FAO 寄港国措置協定に準拠して、CCSBT 寄港国措置決議を強化する。	10
戦略的計画	PR2021-30	特に ERS に関するモニタリング、遵守及び取締りについて、他の RFMO の決議を採択することに伴う相互性の問題及びリスクを特定及び解析し、混獲緩和措置及び戦略を策定する。	7
戦略的計画	PR2021-45	正式なレビュー及びフォローアッププロセスを備えた品質保証レビューの創設を検討する。	7
戦略的計画	PR2021-54	報告書のテンプレートを定期的にレビューする。	7
戦略的計画	PR2021-69	CCSBT が取り組んできた称賛に値する活動を継続するとともに、非漁獲対象種に対しても同様の取組を確立する。	5

カテゴリ	勧告番号	勧告	優先度 スコア
戦略的計画	PR2021-64	メンバーは、CCSBT 会合の際に利用できる限られた時間を最大化するよう確保するため、CCSBT における従来の会議日程とは別に、メンバーが交流するための追加的な機会を模索する。	1
戦略的計画	PR2021-38	他の RFMO において強化された VMS 措置を提言し、他 RFMO との海域の重複及び管理措置の互換性を考慮して、現行の VMS 措置が SBT 及び ERS の管理の目的に対して十分であるかどうかを判断する。	5
戦略的計画	PR2021-51	CDS 決議の実施を強化する。	12
戦略的計画	PR2021-41	SBT 漁業に対する、費用対効果が高く実施可能な公海上での乗船検査スキームを創設する。	5